

卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

(趣旨)

一般社団法人日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、電気事業法第 99 条第 1 項後段の規定により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。

卸電力取引所の業務規程変更認可申請については、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされているところ、令和元年 5 月 22 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われたため、卸電力取引所の業務規程変更認可申請について御検討いただく。

主なポイント

1. 経緯

令和元年 7 月より、ベースロード市場での取引が開始されることに伴い、卸電力取引所の業務規程を変更する必要があるため、平成 31 年 4 月 24 日に卸電力取引所から経済産業大臣に対し、業務規程変更認可申請が行われた(資料 3-1)。

卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされているところ、令和元年 5 月 22 日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われたところ(資料 3-2)。

2. 審査の結果

日本卸電力取引所の業務規程変更申請について、審査基準に照らして適正であることを確認した。

3. 経済産業大臣への回答について

経済産業大臣から意見照会のあった卸電力取引所の業務規程変更認可申請について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成 12 年 7 月 1 日付け 20180330 資第 31 号)に適合していると認められるため、認可することに異存がない旨、回答することとしたい(資料 3-3)。

主な改正のポイント		関連規程	審査基準との関係
商品	✓ ベースロード取引の商品は、受け渡しの期間および清算対象とする価格により設定される。 ✓ 受け渡しの期間については、1 年間（4 月から翌年 3 月まで）とする。 ✓ 市場範囲を北海道、東日本、西日本の 3 つに区分し、各市場範囲内で最も需要の大きいエリアのエリアプライスを清算対象とする価格とする。	取引規程 第48条	審査基準(44)が規定する 全ての要件を満たしている。
入札方法等	✓ ベースロード取引は、商品毎に、原則としてその商品の最初の受渡日が属する年の前年 7 月、9 月、11 月の 10 日以降の営業日に実施する。 ✓ 入札は、取引システムに商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入力することにより行う。	取引規程 第49条、52条	
約定	✓ シングルプライスオークションによる約定処理を実施する。	取引規程 第53条	
売買手数料・決済等	✓ ベースロード取引で約定した商品は、スポット取引を通じて受け渡され、商品毎の売買代金を当該商品の受渡日数で除した金額を、スポット取引の決済日と同日に決済する。 ✓ 預託金は、受け渡し完了していない商品の買い代金に 0.03 を乗じた額。 ✓ 手数料は、約定した入札 1 件あたり 10,000 円（消費税相当額別） ✓ ベースロード取引の売買手数料および消費税相当額は、取引実施日毎に取引実施日の 3 金融機関営業日後の日に決済する。	取引規程 第58条、59条、 60条 取引規程細則第 3条、4条	
市場間約定 代金差額	✓ 決済に際して、ベースロード取引の約定価格から当該商品の清算対象とする価格を減じた金額相当を調整する。	取引規程 第57条	
買い量の キャンセル	✓ 買い量を保持している取引会員等のうち、小売電気事業者登録後 1 年間を経過していないものの買い量に限り、毎年 2 月末を期日に翌年度受渡分の商品の買い量の減少を取引所に申し出ることが出来る。	取引規程 56条	

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（関係部分のみ抜粋）

（４４）第９９条第１項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可

第９９条第１項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第３項に基づき施行規則第１３２条の６に適合することとする。

① 施行規則第１３２条の５第１号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ スポット市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原則として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。
- ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。
- ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。

② 施行規則第１３２条の５第２号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う事務所の所在地が規定されていること。

③ 施行規則第１３２条の５第３号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。

（ｉ）発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合

（ii）小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合

- ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。

（ｉ）発電設備の維持及び運用を行っている者

（ii）小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者

- ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。

（ｉ）純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者

（ii）破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により、信用がないと認められる者

- ニ 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されていること。

④ 施行規則第１３２条の５第４号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。

（ｉ）スポット市場

（ii）一時間前市場

（iii）翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場

- ロ スポット市場については、実需給の前日に取引が可能であること。

ハ 一時間前市場については、年間を通じて、スポット市場の閉鎖後の特定時点から実需給の1時間前時点までの間に取引が可能であること。

⑤ 施行規則第132条の5第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。

(i) 買い及び売りの注文方法

(ii) 約定方法（連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。）

(iii) 約定結果の通知方法

(iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法

(v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法

(vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い

(vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い

ロ スポット市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。

(i) スポット市場 ブラインドシングルプライスオークション

(ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法（ザラバ取引）

ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け渡されること。

ニ スポット市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、電力広域的運営推進機関に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこと。

ホ 受渡しに関して定めている事項が、電力広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。

⑥ 施行規則第132条の5第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 決済対象及び決済日が明記されていること。

ロ スポット市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのではなく、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理（ネッティング処理）した上で、売買代金を求償することとしていること。

⑦ 施行規則第132条の5第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収方法について明確な定めが置かれていること。

ロ 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うものとなっていないこと。

⑧ 施行規則第132条の5第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ スポット市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清算預託金を預かる制度が採用されていること。

ロ 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めてい

ること。

- (i) 清算預託金の算定方法
- (ii) 清算預託金の徴収方法
- (iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い
- (iv) 清算預託金の払い戻し方法

ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。

⑨ 施行規則第132条の5第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益（以下「市場間値差収益」という。）について、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。
- ロ 市場間値差収益を利用する場合には、事前に経済産業大臣の了承を得ること。
- ハ 市場間値差収益について、電気事業制度の今後の設計等に基づき用いる方針を有していること。

⑩ 施行規則第132条の5第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、これを明示的に禁止していること。
- ロ 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
 - (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いないで取引をすること
 - (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをすること
 - (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変動させるような取引をすること
 - (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること
 - (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと
 - (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと
 - (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと
- ハ いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合
 - (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合
- ニ 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととしていること。

⑪ 施行規則第132条の5第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。
- ロ 職員の監視体制が整備されていること。
- ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体制が整備されていること。

⑫ 施行規則第132条の5第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会における審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果についての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。
- ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合には、必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。
- ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めたときは、業務規程その他の取引関連規定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。
- ニ ハの措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしていること。

⑬ 施行規則第132条の5第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

- イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を行った場合の処分内容が具体的に明記されていること。
- ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けていること。また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。

⑭ 施行規則第132条の5第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用しやすい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加者の意見を聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。

業務規程変更認可申請書

平成 31 年 4 月 24 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称	一般社団法人日本卸電力取引所
代表者の氏名	理事長 村上 堯



電気事業法第 99 条第 1 項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容

業務規程、取引規程および取引規程細則の改定

2. 変更の理由

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会中間とりまとめ(平成 30 年 7 月 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会)の提言に基づき、本取引所にベースロード市場を開設するもの

以上

一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)における取引に関する事項等について定める。

(取引会員規程等)

第2条 本取引所の取引への参加に関する事項は、取引会員規程および特別取引会員規程をもって定める。

2. 本取引所は、本規程の詳細の取扱いについて取引規程細則(以下「細則」という。)により、定める。
3. 本取引所は、本規程に定める事項のほか、本取引所の運営に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

(市場)

第3条 本取引所に、電気等の実物取引を行うための次の各号の市場を置く。

(1) スポット取引

翌日に受け渡される30分単位の電気を対象として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される第2章第2節に定める取引

(2) 先渡取引

1年間(年間とは4月1日から翌年3月31日までを1単位とする。)、1ヶ月間(月間とは暦月を1単位とする。)または1週間(週間とは土曜日をはじめとし、次の金曜日までの7日間を1単位とする。)を通じて受け渡される電気(ただし、1年間、1ヶ月間または1週間の各日の一定時間の受け渡しが行われる場合を含む。)を対象として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される第2章第3節に定める取引

(3) ベースロード取引

「ベースロード市場ガイドライン」(資源エネルギー庁)に基づき実施される本取引所が仲介を行う1年間(4月から翌年3月まで)を通じて受け渡す電気を対象として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される第2章第4節に定める取引

(4) 時間前取引

数時間後以降に受け渡される30分単位の電気を対象として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される第2章第5節に定める取引

(5) 間接送電権取引

第1号のスポット取引の結果生じる値差の清算を受けるための対価として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される第2章第6節に定める取引

(6) 掲示板取引

売買希望者が、売買を希望する電気を掲示し、本取引所が入札の仲介を行う第2章第7節に定める取引

(休業日・営業日および営業時間)

第4条 本取引所は、原則として休業日を設けず、1年間の各日を営業日とする。

2. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

3. 前項の場合には、本取引所は、予めその旨を取引会員規程に定める取引会員（以下「取引会員」という。）および特別取引会員規程に定める特別取引会員（以下「特別取引会員」という。）に通知し、あわせて該当日に実施するスポット取引の代替実施日時を通知する。
4. 本取引所への入札を除く各種申込および緊急ではない用件を受け付ける時間は、平日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日を除く日）の午前9時から午後5時とする。

（単位等）

第5条 本規程における計算の単位は次の各号のとおりとする。

- (1) 代金その他を計算する場合の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。
- (2) 単価等の単位は 0.01 円とし、その端数は四捨五入する。

第2章 売買取引

第1節 取引共通

（取引資格）

第6条 本取引所における取引は、取引会員または特別取引会員でなければ行うことができない（以下、特に記述がない場合は取引会員と特別取引会員とを「取引会員等」と総称する。）。ただし、第97条に定める掲示板取引の売り手を除く。

2. 特別取引会員は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項に係る電気の売り入札、電気事業法第24条第1項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る電力の運用および流通設備の作業停止に伴い行われる電力の運用のための取引以外を行うことができない。

（システム売買方式による取引等）

第7条 本取引所におけるすべての取引は、本取引所が用意するコンピュータシステム（以下「取引システム」という。）を通じて行うものとする。なお、取引会員等が取引システムを利用するために必要となる機材等については、取引会員等の責任と負担において用意するものとする。

2. 取引会員等は、本取引所が定める操作方法に従い、取引システムを操作しなければならない。
3. 取引会員等は、取引システムの操作を通じて、本取引所の円滑な業務執行を妨げてはならない。
4. 取引会員等は、当該取引会員等名によって取引システムを通じて行われた取引について、一切の責めを負う。
5. 取引システムの稼働時間は、別途細則で定める。

（取引対象の電気）

第8条 本取引所において取引される電気は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 一般送配電事業者が管理する流通設備（以下「電力ネットワーク」という。）を通じて受け渡されること
- (2) 取引の時点において、前号に基づく受け渡しが可能であること、または可能であることが判明していること
- (3) 取引の結果、第三者の権利を侵害するものではないこと
2. 取引会員等は、電力ネットワークを通じて受け渡しを行うときは、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が定める関係規程および一般送配電事業者が定める託送供給等約款（以下「託送供給等約款」という。）の規定を遵守するものとする。

3. 本取引所を通じて電気を売る行為は、地方税法第72条の2に規定される電気供給業にあたり、売り取引が成立した取引会員等(以下「売り手」という。)は同法に定める電気供給業を行う法人に課せられる事業税を支払わなければならない。

(受渡契約の登録)

- 第9条 本取引所で取引をしようとする取引会員等は、広域機関が定める管轄制御エリア(以下「エリア」という。)毎に、当該取引で利用する接続供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を本取引所に届け出なければならない。ただし、旧一般電気事業者においてはこれらに準ずるもので代替することが出来る。
2. 前項に基づき取引会員等が登録する接続供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約は、1取引会員等について売りに関して1契約、買いに関して1契約、かつ1契約について1取引会員等のみとする。
 3. 第1項で自己名義以外の接続供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を届け出る場合は、契約者からの委託を示す書面をあわせて提出しなければならない。
 4. 取引会員等は、第1項で登録したエリアでのみ取引を行うことが出来る。

(禁止行為)

第10条 取引会員等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 電気の実物取引を目的としない取引
 - (2) 仮想の取引をする、または偽って自己の名を用いない取引
 - (3) 他者と通謀のうえ、当該他者との取引を成立させることを意図した取引
 - (4) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引
 - (5) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
 - (6) 託送供給等約款に定める接続対象計画差対応電力料金単価等、本取引所の価格を参照する他の料金等を変動させることを目的とした取引
 - (7) 相対取引や電力先物市場など本取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、本取引所の市場の相場を変動させるような取引
 - (8) 公表前の発電所の事故情報など、本取引所の価格形成に影響を及ぼすインサイダー情報に基づく取引
 - (9) 次項の不正な価格形成にかかる取引
 - (10) 本取引所の許諾を得ず、取引所関係業務を他者に委託すること
 - (11) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引
2. 前項第9号に掲げる不正な価格形成は、次の各号のとおりとする。
- (1) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない水準と認められる価格形成
 - (2) 一般的な発電原価から著しく乖離した水準と認められる価格形成

(預託金)

第11条 取引会員は、本取引所が取引会員毎に定める額以上を本取引所に預託しなければならない。

2. 本取引所は、前項の預託が本取引所の定める期日までに行われない場合、当該取引会員の取引を停止する。本取引所は、当該取引会員の取引停止後、預託が完了次第、速やかに当該取引会員の取引を再開する。ただし、取引停止期間が一定期間を超える場合、別に再開を判断する。

3. 取引会員の第1項の本取引所が定める額の決定方法および前項の本取引所の定める期日は、別途細則で定める。
4. 本取引所は、取引会員から預託された預託金の確認後、速やかに本取引所で管理する当該会員の預託金額の更新を行う。
5. 本取引所は、取引会員からの請求がある場合には、毎月月末締めで翌月に預託金の払戻を行う。
6. 預託金は、現金をもって預託しなければならない。ただし、本取引所が指定する保証契約をもって、預託金の全部または一部に代えることができる。
7. 本取引所は、前項で規定する預託金を銀行預金または郵便貯金に預け入れて保全することとし、この運用により生じた利子相当額は、本取引所の収入とする。

第2節 スポット取引

第1款 スポット取引

第1目 取引の実施

(スポット取引の実施方法)

- 第12条 本取引所が仲介を行うスポット取引では、取引の当事者が本取引所の定めるところにより、原則として翌日のある30分間に受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡期間における電気の受け渡しおよび対価の授受が行われなければならない。
2. スポット取引は、本取引所が任意に定めた取引会員等間に成立するものとする。ただし、スポット取引の当事者となる取引会員等に対して、相手方当事者は匿名とされ、スポット取引の対象となる電気の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該スポット取引の当事者間の仲介を行う。

(実施日)

- 第13条 スポット取引は、原則として毎営業日に実施する。
2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、スポット取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員等に通知する。

(商品)

- 第14条 スポット取引は、受け渡しの日1日を1単位として行う。取引会員等は、1日を毎時0分から30分までおよび毎時30分から0分までの30分単位に48個に区切り取引を行う。この30分単位の1つを1商品という。

(取引単位)

- 第15条 スポット取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:50キロワット時

受渡単位:50キロワット時

(入札受付時間)

- 第16条 スポット取引の取引実施日における入札の締め切り時刻は、次のとおりとする。

午前10時

2. スポット取引における入札は、取引実施日の10営業日前に該当する日より可能とし、営業日における入札受付時間は午前7時から午後5時までとする。
3. 入札内容は、前二項に定める受付時間内であれば随時、取消または変更を可能とする。
4. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項および第2項の入札受付時間を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員等に通知する。
5. 本取引所は、必要があると認めるときは、スポット取引を臨時に停止する、または休止することができる。

(入札方法等)

- 第17条 入札は、前条に定める入札受付時間内に、取引システムに商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入力することにより行うものとする。
2. 取引会員等は、通常入札の他にブロック入札(連続する複数商品をまとめる入札)を指定することができる。ただし、ブロック入札を利用する場合には、本取引所への事前に利用申請を行うこととする。
 3. 取引会員等は、約定の前後を問わず、他の取引会員等の入札内容を見ることはできない。
 4. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引会員等に対し、取引を制限することがある。

第2目 約定の処理

(約定)

- 第18条 本取引所におけるスポット取引の約定処理は、売買入札量を商品毎にそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。))と「買い入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。))を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とするシングルプライスオークションによる。
2. 前項の処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とする。
 3. 第1項の処理の結果、約定量が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。
 4. 前三項に定める約定処理の結果、エリア間の売買約定量の積算量が、広域機関より通知される当該エリア間の連系線の空容量を超過する等の制約事項に抵触する場合は、当該連系線の利用可能な空容量を約定処理における制約条件として、エリア毎に再度約定処理を行う(以下「市場分断処理」という。))。
 5. ブロック入札方法にて入札された売り入札は、最も安い価格の売り入札として約定処理を行い、ブロック入札の売り入札価格と当該時間帯およびエリアの約定処理によって得られた約定価格の入札量による加重平均価格とを比較し、加重平均価格がブロック入札の売り入札価格以上であれば、そのブロック入札は約定する。ただし、約定処理上、加重平均価格がブロック入札の売り入札価格以上であっても約定しない場合がある。
 6. ブロック入札方法にて入札された買い入札は、最も高い価格の買い入札として約定処理を行い、ブロック入札の買い入札価格と当該時間帯およびエリアの約定処理によって得られた約定価格の入札量による加重平均価格とを比較し、加重平均価格がブロック入札の買い入札価格以下であれば、そのブロック入札は約定する。ただし、約定処理上、加重平均価格がブロック入札の買い入札価格以下であっても約定しない場合がある。

7. 本取引所は、前二項の約定価格の加重平均価格がブロック入札の売り入札価格以上であっても約定しない、および買い入札価格以下であっても約定しないブロック入札の割合を月次で取引会員等に通知する。

(市場間約定代金差額)

第19条 市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差から第24条の2の経過措置給付金を控除し、第89条の間接送電権の売買代金のうち交付分を控除、徴収分を加算した値を市場間約定代金差額という。

2. 市場間約定代金差額は、本取引所の収入とする。
3. 本取引所は、前項の市場間約定代金差額から税額および本取引所の定める手数料額を控除した額を市場間値差積立金として資本勘定に積み立て整理する。

(約定の通知)

第20条 本取引所は、スポット取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 商品
 - (2) 売買するエリア
 - (3) 前二号毎の約定番号(入札に対する約定毎に本取引所が付与する番号)、紐つけ番号(売買取引の単位毎に本取引所が付与する番号)、約定量および約定価格
 - (4) 約定したブロック入札と約定不成立のブロック入札
3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。

第3目 決済

(スポット取引の決済)

第21条 本取引所のスポット取引では、売り代金(売り約定量と約定価格の積)、買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。

2. 本取引所のスポット取引の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、取引をする商品の受渡日毎に締めて、これを行う。
3. 取引会員等のスポット取引に基づく債権または債務の行使、もしくは取得、または当該債務の履行、もしくは引き受けを当該取引会員等が行えないときや、その他スポット取引を円滑にするために必要があるとき、本取引所は当該取引会員等に代って当該取引会員等のスポット取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。

(決済の時期)

第22条 スポット取引の決済日は、第20条に規定する約定通知を行った日から起算して2金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ。)後に該当する日とする。

(消費税相当額)

第23条 本取引所は、売買代金に賦課される消費税相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税。以下同じ。)につき、売買代金とあわせて買い手から徴収し、売り手に交付する。

2. 前項の計算にあたっては、売買代金を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。

(売買手数料)

第24条 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、売り手および買い手の双方から別途細則で定める売買手数料を徴収する。

2. 前項の売買手数料に賦課される消費税相当額は、当該売買手数料を負担する者が支払う。
3. 前項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は取引日のものとして算出した金額とする。
4. 特別取引会員については、前各号の規定は適用しない。

(経過措置給付金)

第24条の2 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、広域機関より送付される経過措置の情報(以下、「経過措置情報」という。)に基づき経過措置給付金の交付または徴収を行う。

2. 経過措置給付額は、経過措置情報の受電側契約コードと同じコードを第9条第2項で買い側の受渡コードとして登録した取引会員等に対し、経過措置情報の発電側契約の属するエリアの約定価格と受電側契約の属するエリアの約定価格の差(受電側のエリア価格から発電側のエリア価格を控除した値)に経過措置情報の経過措置対象量を乗じた額とし、値が正の場合は交付、負の場合は徴収する。但し、商品毎に受電側契約の属するエリアの当該取引会員等の買い約定量(ただし、経過措置用として入札されたものに限る)が経過措置対象量を下回る場合であって、経過措置情報の発電側契約の属するエリアの約定価格と受電側契約の属するエリアの約定価格の差(受電側のエリア価格から発電側のエリア価格を控除した値)が正となる場合は0(ゼロ)とする。
3. 本取引所は、前項の経過措置給付金に賦課される消費税相当額につき、経過措置給付金とあわせて徴収または交付する。消費税相当額の計算にあたっては、経過措置給付金額を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。
4. 第1項の経過措置給付金は、広域機関から交付停止の連絡を受けた場合、交付または徴収を停止する。
5. 本取引所は、年度毎に取引会員等毎に交付した経過措置給付金および連系線毎の合計額(交付額から徴収額を控除した額)を公表する。
6. 本取引所は、経過措置等の検証に必要な情報を広域機関に連絡する。

第4目 受け渡し**(受け渡しの原則)**

第25条 スポット取引で約定した電気の受け渡しは、第8条第2項に規定する事項を遵守し、電力ネットワークを通じて行う、または行わせるものとする。

(受渡日時)

第26条 スポット取引によって売買の成立した商品の受渡日時は、本取引所が当該商品に定める受渡日および受渡時間とする。

(受渡の扱い)

第27条 売り手は、第9条で登録を行った売ったエリアの契約等に基づく販売計画の値に広域機関の定める方法で約定量を全量登録することにより、その約定量の全量を買い手に受け渡すもの、または受け渡させるものとみなす。

2. 買い手は、第9条で登録を行った買ったエリアの契約等に基づく調達計画の値に広域機関の定める方法で約定量を全量登録することにより、その約定量の全量を売り手から引き受けるもの、または引き受けを行わせるものとみなす。

第5目 情報の開示

(通知する情報)

第28条 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定めるスポット取引に関する情報を取引会員等に通知する。

- (1) 商品毎の市場分断処理を行わない場合の約定価格。この約定価格をシステムプライスという。
 - (2) エリア毎の約定価格
 - (3) 商品毎の分断されたエリア名と分断されたエリア単位の約定量
2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

第3節 先渡取引

第1款 定義

(先渡取引の実施方法)

第29条 本取引所が仲介を行う先渡取引では、取引会員等が本取引所の定めるところにより第3条第2号に基づく1年間、1ヶ月間または1週間(以下「先渡受渡期間」という。)を通じて受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡期間における電気の受け渡しおよび代金の授受等が行われなければならない。

(取引の種類)

第30条 先渡取引は、受渡期間における日毎の受け渡しを行う時間帯により次の各号の種類がある。

- (1) 先渡受渡期間の全日における 24 時間の間一定の出力の電気を受け渡す取引(以下「24時間型」という。)
 - (2) 先渡受渡期間について、本取引所の定める日を除いた全日の午前8時から午後6時までの間一定の出力の電気を受け渡す取引(以下「昼間型」という。)
2. 先渡受渡期間が1年間の電気の売買は、「24時間型」のみを設定し、「昼間型」は設定しない。
3. 先渡取引は、清算対象価格により種類がある。清算対象価格は第2節スポット取引のエリアの価格より設定する。

(取引の期間)

第31条 先渡受渡期間の1単位および前条に規定する受け渡しの型毎および清算対象価格毎を1商品と呼び、商品毎の取引の期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 先渡受渡期間について、1ヶ月を単位とする商品は、受け渡し対象となる暦月の前年同月の最初の営業日を取引の開始日とし、受渡の対象となる暦月の前々月の 19 日(19 日が休業日の場合、その直前の営業日)を取引の終了日とする。
 - (2) 先渡受渡期間について、1週間を単位とする商品は、受渡期間の最初の日の属する月の前々月の 20 日(20 日が休業日の場合、その直後の営業日)を取引の開始日とし、取引の終了日は、受渡期間の最初の日を受け渡しの対象の日とするスポット取引実施日の2営業日前に該当する日とする。
 - (3) 先渡受渡期間について、1 年間を単位とする商品は、受渡期間の最初の日の属する年の3年前の年の4月の最初の営業日を取引の開始日とし、受渡期間の最初の日の属する月の前々月の最後の営業日を取引の終了日とする。
2. 商品毎の取引期間は、取引開始日の属する年度の前年度2月末までに取引会員等に通知する。

3. 本取引所は、必要があると認められるときは、前二項の規定にかかわらず商品毎の取引期間を変更することができる。変更する場合には、本取引所は予めその旨を取引会員等に通知する。

第2款 先渡取引

第1目 市場

(立会時)

第32条 先渡取引における本取引所が行う売り入札と買い入札の合致処理(以下「立会」という。)は、毎営業日に行い、その午前に行う立会を前場、午後に行う立会を後場という。

2. 先渡取引の立会は、場毎に次の時間開場する。

前場:午前10時から正午まで

後場:午後1時から午後3時まで

3. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、前項の前場および後場の開始時刻および終了時刻を早めるまたは遅らせることができる。この場合、本取引所は速やかに取引会員等に変更後の時刻を通知する。
4. 本取引所は、必要があると認めるときは、前場、後場または双方を臨時に停止する、または休止することができる。

第2目 入札の方法

(入札可能時間、取消可能時間および立会前処理)

第33条 取引会員等は、前条の前場または後場に入札または入札の取消を行うことができる。

2. 前場において、約定されなかった入札は次の場まで残置する。

(取引単位)

第34条 先渡取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:30分単位で500キロワット時

受渡単位:30分単位で500キロワット時

(入札方法等)

第35条 取引会員等は、先渡取引において、商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入札する。

2. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引会員等に対し、取引を制限することがある。

第3目 約定の成立

(取引の約定方法)

第36条 先渡取引は、商品毎にザラバ方式により約定する。

2. 前項の約定は、本取引所が、取引会員等の売り入札と買い入札の約定処理を完了させた時点で成立する。
3. 約定価格は、約定した売買入札のうち、先行して入札された価格とする。

(約定の通知)

第37条 本取引所は、売買の約定成立後、速やかに当該取引会員等に約定結果を通知する。

2. 前項で通知する内容は次の各号とする。
 - (1) 入札番号
 - (2) 約定番号
 - (3) 商品
 - (4) 約定年月日および時刻
 - (5) 約定価格および約定量

第4目 売買の整理**(売買の整理)**

第38条 本取引所は、別途細則で定める期間を1計算単位として、取引会員等毎の売買量、売買代金および売買手数料を確認のうえ、当該取引会員等毎に通知する。

(基準価格)

第39条 前条の1計算単位の終了時点における商品毎の最新約定価格を、その計算単位におけるその商品の基準価格とする。

(商品基準時差額)

第40条 商品基準時差額とは、1計算単位の終了時点において、商品毎に以下の各号のとおり計算した値とする。

- (1) 商品毎に保持している売買量の和(売りを正、買いを負の値として計算した和)に当該商品の基準価格を乗じた値から、売買代金の和(売り代金の和から買い代金の和を引いた値)を減じた値
2. 本取引所は、取引会員等毎に、決済が終了していない商品の商品基準時差額を合計し、計算単位終了日の翌営業日までに取引会員等に通知する。

(受け渡し)

第41条 先渡取引で取引される各商品の取引終了後、各取引会員等がエリア毎に保持している当該商品の売買量は、本取引所スポット取引を通じて受け渡しを行う。

2. 前項において、各取引会員等の保持している売買量が売りの方が多い場合、本取引所スポット取引において、当該商品の受渡期間の各日および各受渡時間を通じて30分単位に、エリア別に、当該売買量のうち買いの量を上回る売りの量の売り入札を行う。
3. 第1項において、各取引会員等の保持している売買量が買いの方が多い場合、本取引所スポット取引において、当該商品の受渡期間の各日および各受渡時間を通じて30分単位に、エリア別に、当該売買量のうち売りの量を上回る買いの量の買い入札を行う。
4. 前二項の入札は、本取引所が当該商品の受渡期間内の日毎に当該日を受け渡しの対象とするスポット取引の実施日の1営業日前に、当該取引会員等に代わり実施する。本取引所は、この代行入札に際し、当該取引会員等の保持する売買量を確認のうえ、当該取引会員等に通知する。
5. 前項に従い本取引所が代行する入札価格は、スポット取引における他の入札より優先して約定する価格とする。
6. 第2項または第3項のいずれかに該当する取引会員等は、第16条第3項を準用し、第4項で本取引所が代行した入札量を減じることができる。

7. 第2項または第3項の入札により約定した後は、第2節で定めるスポット取引に入札し、約定した電気と同様に、第2節第1款第3目の決済、第4目の受け渡しおよび第5目の情報の開示で定める事項に従うものとする。
8. スポット取引を利用して受け渡しを行った量に関するスポット取引の売買代金および売買手数料は、第2節第1款第3目の決済で定められるとおり、対象となる取引会員等に交付または対象となる取引会員等より徴収される。
9. 本取引所は、第43条の売買代金の決済時に、スポット取引を通じた受け渡しにかかる費用を清算する。この清算にあたり、前項のスポット取引の売買代金に相当する金額は、各時間帯単位で各取引会員等の保持する売買量のうち、売りの量が買いの量を上回る場合は、当該商品の清算対象価格に、買いの量を上回る売りの量を乗じた金額を対象となる取引会員等より徴収することにより調整する。買いの量が売りの量を上回る場合は、当該商品の清算対象価格に、売りの量を上回る買いの量を乗じた金額を対象となる取引会員等に交付することにより調整する。

第5目 決済

(決済)

第42条 本取引所の先渡取引では、売買代金および売買手数料を決済対象とする。

2. 前項の売買代金および売買手数料の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、先渡取引の約定の単位毎に締めて、これを行う。
3. 取引会員等の先渡取引に基づく債権または債務の行使、もしくは取得、または当該債務の履行、もしくは引き受けを当該取引会員等が行えないときや、その他先渡取引を円滑にするために必要があるとき、本取引所は当該取引会員等に代って当該取引会員等の先渡取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けすることができる。

(売買代金の決済)

第43条 先渡取引の売買代金の決済は、商品毎かつ受渡日毎に行う。

2. 商品毎の売買代金を当該商品の受渡日数で除した金額を、受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日と同日に決済する。
3. 前項で商品毎に計算した決済金額は、決済日毎に集約し、第41条第9項に従い計算された額と合算する。
4. 本取引所は、前項に従い算出された額を課税標準として、消費税相当額を賦課する。税率は受渡日のものとする。

(売買手数料の決済)

第44条 本取引所は、先渡取引について別途細則で定める手数料を徴収する。

2. 先渡取引の売買手数料および消費税相当額は、第38条で定める計算期間毎に月単位にまとめて決済する。
3. 前項の決済は、毎月月末締めで、月末日が期中の計算期間を除き、すでに終了している計算期間の売買手数料を積算し、翌月の月初3金融機関営業日に該当する日に行う。

第6目 情報の開示

(市況の通知)

第45条 本取引所は、次の各号に定める情報を取引会員等に通知する。

- (1) 商品毎の最新の約定価格および量

2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

第4節 ベースロード取引

第1款 定義

(ベースロード取引の実施方法)

第46条 「ベースロード市場ガイドライン」に基づき、本取引所が仲介を行うベースロード取引では、取引会員等が本取引所の定めるところにより1年間(4月から翌年3月まで)を通じて受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡期間における電気の受け渡しおよび代金の授受等が行われなければならない。

2. ベースロード取引は、本取引所が任意に定めた取引会員等間に成立するものとする。ただし、ベースロード取引の当事者となる取引会員等に対して、相手方当事者は匿名とされ、ベースロード取引の対象となる電気の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該ベースロード取引の当事者間の仲介を行う。

第2款 ベースロード取引

第1目 市場

(取引の準備)

第47条 ベースロード取引で買い取引を行おうとする取引会員等は、入札前に本取引所が購入可能量を算定するにあたって必要な情報を、本取引所に届け出なければならない。

2. 小売電気事業者登録後1年間を経過していない取引会員等は、受渡年度の前年度2月末までに、その計画の見通しについて本取引所に届け出なければならない。
3. 本取引所は、前二項の届出に関し、取引会員等に対し算定根拠資料の提出および説明を求めることができる。
4. 取引会員等は、前項の規定に基づく資料の提出および説明を、正当な理由なく拒否してはならない。

(商品)

第48条 ベースロード取引の商品は、受け渡しの期間および清算対象とする価格により設定される。

2. 前項の受け渡しの期間は、1年間(4月から翌年3月まで)とする。
3. 第1項の清算対象とする価格は、第2節スポット取引のエリアの価格より設定する。また、当該清算対象とする価格の商品の市場範囲をスポット取引のエリアより設定する。
4. 取引する商品は、取引実施日の属する年度の6月末までに取引会員等に通知する。

(実施日)

第49条 ベースロード取引は、商品毎に、原則としてその商品の最初の受渡日が属する年の前年7月、9月、11月の10日以降の営業日に実施する。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、ベースロード取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員等に通知する。

第2目 入札の方法

(取引単位)

第50条 ベースロード取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時あたり

呼値の単位:0.01円

取引単位:100キロワット

受渡単位:30分単位で50キロワット時

(入札受付時間)

第51条 ベースロード取引の取引実施日における入札の締め切り時刻は、午後2時とする。

2. ベースロード取引における入札は、取引実施日の10日前に該当する日より可能とし、入札受付時間は取引実施日以前の日は午前8時から午後5時まで、取引実施日は午前8時から午後2時までとする。
3. 入札内容は、前二項に定める受付時間内であれば随時、取消または変更を可能とする。
4. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項および第2項の入札受付時間を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員等に通知する。

(入札方法等)

第52条 入札は、前条に定める入札受付時間内に、取引システムに商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入力することにより行うものとする。

2. 取引会員等は、約定の前後を問わず、他の取引会員等の入札内容を見ることはできない。
3. 買い入札は、第47条の届出に基づき、本取引所が算定した購入可能量以下でなければならない。
4. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引会員等に対し、取引を制限することがある。

第3目 約定の処理

(約定)

第53条 本取引所におけるベースロード取引の約定処理は、売買入札量を商品毎にそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。)と「買い入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とするシングルプライスオークションによる。

2. 前項の処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とする。
3. 第1項の処理の結果、約定量が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。

(約定の通知)

第54条 本取引所は、ベースロード取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は商品毎の約定量および約定価格とする。
3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。
4. 取引会員等は、第1項で通知された自らの買い約定量について、事業者毎の内訳を作成し、本取引所に届け出なければならない。

第4目 売買の整理

(売買の整理)

第55条 本取引所は、取引実施日毎に、取引会員等毎の売買量、売買代金および売買手数料を確認のうえ、当該取引会員等毎に通知する。

(買い量のキャンセル)

第56条 買い量を保持している取引会員等のうち、小売電気事業者登録後1年間を経過していないものの買い量に限り、毎年2月末を期日に翌年度受渡分の商品の買い量の減少を本取引所に申し出ることが出来る。

2. 本取引所は、前項の申し出を確認し、当該取引会員等の買い量を減少させる。
3. 前項の減少により、買い量の減少量と同量を、当該商品の売り手から当該商品約定量に応じて売り量の減少を行う。
4. 前二項の減少処理を行った後、減少の対象となる取引会員等に速やかに通知する。
5. 本取引所は、第2項および第3項の減少処理を行った場合において手数料の返金はしない。

(受け渡し)

第57条 ベースロード取引で取引される各商品の取引終了後、各取引会員等がエリア毎に保持している当該商品の売買量は、本取引所スポット取引を通じて受け渡しを行う。

2. 前項において、各取引会員等の保持している売買量が売りの方が多い場合、本取引所スポット取引において、当該商品の受渡期間の各日および各受渡時間を通じて30分単位に、エリア別に、当該売買量のうち買いの量を上回る売りの量の売り入札を行う。
3. 第1項において、各取引会員等の保持している売買量が買いの方が多い場合、本取引所スポット取引において、当該商品の受渡期間の各日および各受渡時間を通じて30分単位に、エリア別に、当該売買量のうち売りの量を上回る買いの量の買い入札を行う。
4. 前二項の入札は、本取引所が当該商品の受渡期間内の日毎に当該日を受け渡しの対象とするスポット取引の実施日の1営業日前に、当該取引会員等に代わり実施する。本取引所は、この代行入札に際し、当該取引会員等の保持する売買量を確認のうえ、当該取引会員等に通知する。
5. 前項に従い本取引所が代行する入札価格は、基本的にスポット取引における他の入札より優先して約定する価格とする。ただし、他に優先すべき入札がある場合は、その限りではない。
6. 第2項または第3項の入札により約定した後は、第2節で定めるスポット取引に入札し、約定した電気と同様に、第2節第1款第3目の決済、第4目の受け渡しおよび第5目の情報の開示で定める事項に従うものとする。
7. スポット取引を利用して受け渡しを行った量に関するスポット取引の売買代金および売買手数料は、第2節第1款第3目の決済で定められるとおり、対象となる取引会員等に交付または対象となる取引会員等より徴収される。
8. 本取引所は、第59条の売買代金の決済時に、スポット取引を通じた受け渡しにかかる費用を清算する。この清算にあたり、前項のスポット取引の売買代金に相当する金額は、各時間帯単位で各取引会員等の保持する売買量のうち、売りの量が買いの量を上回る場合は、当該商品の清算対象価格に、買いの量を上回る売りの量を乗じた金額を対象となる取引会員等より徴収することにより調整する。買いの量が売りの量を上回る場合は、当該商品の清算対象価格に、売りの量を上回る買いの量を乗じた金額を対象となる取引会員等に交付することにより調整する。
9. ベースロード取引で取引される各商品の取引終了後、受け渡しが完了するまでの間に、取引会員等が代表しているbalancingグループの小売事業者の構成に変更が生じることにより、当該取引会員等の各商品の売買量が増減する場合、当該取引会員等は保持している売買量の変更を本取引所に届け

出なければならない。本取引所は、変更を確認後、すみやかに当該取引会員等の保持する売買量の変更を行う。

第5目 決済

(決済)

第58条 本取引所のベースロード取引では、売買代金および売買手数料を決済対象とする。

2. 前項の売買代金および売買手数料の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、ベースロード取引の約定の単位毎に締めて、これを行う。
3. 取引会員等のベースロード取引に基づく債権または債務の行使、もしくは取得、または当該債務の履行、もしくは引き受けを当該取引会員等が行えないときや、その他ベースロード取引を円滑にするために必要があるとき、本取引所は当該取引会員等に代って当該取引会員等のベースロード取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けすることができる。

(売買代金の決済)

第59条 ベースロード取引の売買代金の決済は、商品毎かつ受渡日毎に行う。

2. 商品毎の売買代金を当該商品の受渡日数で除した金額を、受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日と同日に決済する。
3. 前項で商品毎に計算した決済金額は、決済日毎に集約し、第57条第8項に従い計算された額と合算する。
4. 本取引所は、前項に従い算出された額を課税標準として、消費税相当額を賦課する。税率は受渡日のものとする。

(売買手数料の決済)

第60条 本取引所は、ベースロード取引について別途細則で定める手数料を徴収する。

2. ベースロード取引の売買手数料および消費税相当額は、取引実施日毎に取引実施日の3金融機関営業日後の日に決済する。

第6目 情報の開示

(市況の公表)

第61条 本取引所は、取引実施日毎および商品毎の約定価格および量を公表する。

2. 前項に定めのない事項の公表は、本取引所の定める細則によるものとする。

第5節 時間前取引

第1款 定義

(時間前取引の実施方法)

第62条 本取引所が仲介を行う時間前取引では、取引の当事者が本取引所の定めるところにより、数時間後以降のある30分間に受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡時間における電気の受け渡し、および対価の授受が行われなければならない。

(取引の期間)

第63条 受け渡しの30分間を1商品と呼び、商品毎の取引の期間は、その商品の属する日の前日の午後5時を開始時刻とし、受渡の時間帯の1時間前の時刻を終了時刻とする。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、商品毎の取引期間を変更することができる。変更する場合には、本取引所は予めその旨を取引会員等に通知する。

第2款 時間前取引

第1目 市場

(立会時)

第64条 時間前取引における本取引所が行う売り入札と買い入札の合致処理(以下「立会」という。)は、毎営業日に行う。

2. 時間前取引の立会は終日行う。
3. 本取引所は、必要があると認めるときは、時間前取引を臨時に停止する、または休止することができる。

第2目 入札の方法

(入札可能時間および取消可能時間)

第65条 取引会員等は、前条の立会時間内で入札または入札の取消を行うことができる。

(取引単位)

第66条 時間前取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:50キロワット時

受渡単位:50キロワット時

(入札方法等)

第67条 取引会員等は、時間前取引において、商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入札する。

2. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引会員等に対し、取引を制限することがある。

第3目 約定の成立

(取引の約定方法)

第68条 時間前取引は、商品毎にザラバ方式により約定する。

2. 約定価格は、約定した売買入札のうち、先行して入札された価格とする。
3. 異なるエリアの売買入札が約定の候補となった場合は、広域機関に当該売買に関するエリア間の連系線の送電可否の確認を行うため、以降の約定処理を一時的に停止する。確認後、送電可能と回答を得た範囲内に限り、当該入札を約定させる。その後、直ちに一時停止した約定処理を再開する。
4. 前二項の約定は、本取引所が、取引会員等の売り入札と買い入札の約定処理を完了させた時点で成立する。
5. 本取引所は、第3項に定める送電可否の問合せの間の約定処理の一時停止中において、新規入札の入札を受け付ける。受け付けた新規入札は、約定処理再開後に入札の受付時刻順に処理する。また、この一時停止中において、約定の候補となった入札以外の入札の取消を受け付け、取消の処理を行う。約定の候補となった入札については、入札の取消を受け付けない。

(約定の通知)

第69条 本取引所は、時間前取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。

- (1) 入札番号
- (2) 約定番号
- (3) 商品
- (4) 約定年月日・時刻
- (5) 約定価格、約定量および約定金額

第4目 決済**(時間前取引の決済)**

第70条 本取引所の時間前取引では、売り代金(売り約定量と約定価格の積)、買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。

2. 本取引所の時間前取引の計算は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、毎営業日午前8時に前日午前0時から午後12時までの約定を締めて、これを行い、取引会員等毎の売買代金および売買手数料を確認のうえ、通知する。
3. 本取引所は、必要と認める場合、前項の通知時刻を変更することができる。この場合、変更後の通知時刻を取引会員等に事前に通知する。
4. 取引会員等の時間前取引に基づく債権または債務の行使、もしくは取得、または当該債務の履行、もしくは引き受けを当該取引会員等が行えないときや、その他時間前取引を円滑にするために必要があるとき、本取引所は当該取引会員等に代って当該取引会員等の時間前取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。

(決済の時期)

第71条 時間前取引の決済日は、前条に規定する通知を行った日から起算して2金融機関営業日後に該当する日とする。

(消費税相当額)

第72条 本取引所は、売買代金に賦課される消費税相当額につき、売買代金とあわせて買い手から徴収し、売り手に交付する。

2. 前項の計算にあたっては、売買代金を課税標準とし、税率は受渡日のものとして算出した金額とする。

(売買手数料)

第73条 本取引所は、代金の徴収および交付にあわせて、売り手および買い手の双方から別途細則で定める売買手数料を徴収する。

2. 前項の売買手数料に賦課される消費税相当額は、当該売買手数料を負担する者が支払う。
3. 前項の計算にあたっては、売買手数料を課税標準とし、税率は取引日のものとして算出した金額とする。

第5目 受け渡し

（受け渡しの原則）

第74条 時間前取引で約定した電気の受け渡しは、第8条第2項に規定する事項を遵守し、電力ネットワークを通じて行う、または行わせるものとする。

（受渡日時）

第75条 時間前取引によって売買の成立した商品の受渡日時は、本取引所が当該商品に定める受渡日および受渡時間とする。

（受渡場所）

第76条 売り手は、第9条で登録を行った売ったエリアの契約等に基づく販売計画の値に広域機関の定める方法で約定量を全量登録することにより、その約定量の全量を買手に受け渡すもの、または受け渡させるものとみなす。

2. 買い手は、第9条で登録を行った買ったエリアの契約等に基づく調達計画の値に広域機関の定める方法で約定量を全量登録することにより、その約定量の全量を売り手から引き受けるもの、または引き受けを行わせるものとみなす。

第6目 情報の開示

（通知する情報）

第77条 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める時間前取引に関する情報を取引会員等に通知する。

- (1) 商品毎の最新の約定価格および量
2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

第6節 間接送電権取引

第1款 定義

（間接送電権取引の実施方法）

第78条 現物電気と一体である間接送電権（第2節で定めるスポット取引における、あるエリア間の約定価格の差額を得るまたは支払うための対価）を取引の対象物として、シングルプライスオークション方式で本取引所と取引会員等の間で売買を成立される取引である。

第2款 間接送電権取引

第1目 市場

（商品）

第79条 間接送電権取引の商品は、期間およびスポット取引におけるエリア間の約定価格の差をとるエリアの組合せと方向により設定する。

2. 前項の期間は、1週間（土曜日から翌週金曜日まで）とする。
3. 間接送電権商品は、約定価格の差をとるスポット取引の行われる前年度2月末までに取引会員等へ通知する。

4. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、取引する間送電権商品を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員等に通知する。

(実施日)

第80条 間送電権取引は、商品毎に、原則としてその商品の期間の最後の日が属する月の前々月の20日以降の最初の平日の翌々平日に実施する。

2. 本取引所は、必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、間送電権取引の実施日を変更する場合がある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員等に通知する。

(取引単位)

第81条 間送電権取引の呼値、呼値の単位、取引単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時あたり

呼値の単位:0.01円

取引単位:100キロワット

(入札受付時間)

第82条 間送電権取引の取引実施日における入札の締め切り時刻は、次のとおりとする。

その日に取引を実施する商品のうち最初の期間の商品は午後2時

その次の期間の商品は午後2時30分

その次の期間の商品は午後3時

その次の期間の商品は午後3時30分

それ以降の期間の商品は午後4時

2. 間送電権取引における入札は、毎月20日以降の最初の平日より可能とし、取引実施日以前の日における入札受付時間は午前8時から午後5時まで、取引実施日における入札受付時間は、午前8時から入札締切時刻までとする。
3. 入札内容は、前二項に定める受付時間内であれば随時、取消または変更を可能とする。
4. 本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項および第2項の入札受付時間を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員等に通知する。
5. 本取引所は、必要があると認めるときは、間送電権取引を臨時に停止する、または休止することができる。

(入札方法等)

第83条 入札は、前条に定める入札受付時間内に、取引システムに商品毎に希望する買値および量を入力することにより行うものとする。

2. 取引会員等は、約定の前後を問わず、他の取引会員等の入札内容を見ることはできない。なお、本取引所が行う売り入札量は見ることができる。
3. 本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引会員等に対し、取引を制限することがある。

第2目 約定の処理

(約定)

第84条 本取引所における間送電権取引の約定処理は、売買入札量を商品毎にそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「売り曲線」という。)&「買い入札」の量-価格線(以下「買い曲線」と

いう。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とするシングルプライスオークションによる。

2. 前項の処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(売り曲線と買い曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、売り曲線と買い曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とする。
3. 第1項の処理の結果、約定量が一意に決定できない場合(売り曲線と買い曲線が複数点で交わる場合)における約定量は、売り曲線と買い曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。

(約定の通知)

第85条 本取引所は、間接送電権取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等に通知するものとする。

2. 前項に基づき通知する内容は次の各号とする。

(1) 商品毎の約定量および約定価格

3. 第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。

第3目 売買の整理

(売買の整理)

第86条 本取引所は、取引実施日毎に、取引会員等毎の売買量、売買代金および売買手数料を確認のうえ、当該取引会員等毎に通知する。

(買い量の減少)

第87条 本取引所は、当該日の前日に広域機関より連係される連系線の運用容量、マージン、経過措置計画量等の情報により、発行済み間接送電権量を減少する必要性を確認し、減少する必要がある場合は、当該連系線に関係する間接送電権を保持する取引会員等の保持する量に応じて、取引単位量を単位に減少させる。

2. 本取引所は、前項の減少処理を行った場合において手数料の返金はしない。

第4目 決済

(決済)

第88条 本取引所の間接送電権取引では、売買代金および売買手数料を決済対象とする。

2. 前項の売買代金および売買手数料の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由して行う。
3. 取引会員等の間接送電権取引に基づく債権または債務の行使、もしくは取得、または当該債務の履行、もしくは引き受けを当該取引会員等が行えないときや、その他間接送電権取引を円滑にするために必要があるとき、本取引所は当該取引会員等に代って当該取引会員等の間接送電権取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けすることができる。

(売買代金の決済)

第89条 間接送電権取引の売買代金の決済は、商品毎にその期間の日毎に、当該日のスポット取引の決済日と同日に行う。

2. 間接送電権の売買代金の決済額は、スポット取引の商品毎に、当該間接送電権商品の対象となるスポット取引におけるエリア間の約定価格の差に当該間接送電権商品の保持量を乗じた額(但し、当該取引会員等のスポット取引の約定量(経過措置用として入札されたものを除く)が当該間接送電権商品の保持量を下回る場合は、スポット取引の約定量を乗じた額)を1日分足し合わせた額から、当該間接送電権の保持量に約定価格を乗じた額を1日分足し合わせた額を減じた額とする。この額が正の場合は交付、負の場合は徴収する。

3. 本取引所は、前項に従い算出された額を課税標準として、消費税相当額を賦課する。税率は当該スポット取引受渡日のものとする。

(売買手数料の決済)

第90条 本取引所は、間接送電権取引について別途細則で定める手数料を徴収する。

2. 間接送電権取引の売買手数料および消費税相当額は、取引実施日毎に計算し、その3金融機関営業日後の日に決済する。

第5目 情報の開示**(市況の公表)**

第91条 本取引所は、次の各号に定める情報を公表する。

- (1) 商品毎の売り入札量、約定価格および量
2. 前項に定めのない事項の公表は、本取引所の定める細則によるものとする。

第7節 掲示板取引**第1款 定義****(掲示板取引の実施方法)**

第92条 本取引所が仲介を行う掲示板取引では、取引会員等が本取引所の定めるところにより第3条第6号に基づく電力等の売買を行う。

(取引の種類)

第93条 掲示板取引の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 電力取引

本取引所が売買を仲介し実施される第2款に定める取引

(取引実施日・時間)

第94条 掲示板取引は、本取引所の営業日の午前10時から午後4時までの間に実施する。

- 2 本取引所は、必要があると認めるときは、掲示板取引の全部または一部を臨時に停止する、もしくは臨時に行うことができる。この場合、本取引所は、予めその旨を通知する。

第2款 電力取引**(電力取引の実施方法)**

第95条 本取引所が仲介を行う掲示板取引の電力取引では、第96条で定める電力の売買を行い、本取引所は約定の処理までを行う。約定後は、当該取引の当事者間で約定時に決定した条件をもとに売買契約を締結し、この売買契約に基づき電力の受け渡しおよび代金の授受等が行われる。

(取引対象の電気の区分)

第96条 取引で対象とする電気は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 自家用発電機等の発電機から発電される電気(「分散型自家用発電余剰電気」という。)
- (2) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特措法」という。)に基づき経済産業大臣の認定した設備より発電される電気(「FIT 対象電気」という。)

- (3) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)上、発電時に CO2 などの温室効果ガスを排出しない発電設備で発電される電気(「CO2 非排出電気」という。)
 - (4) J-クレジット等によって、発電時に排出する温室効果ガスを零にオフセットした電気(「CO2 調整電気」という。)
 - (5) 上記以外の電気
2. 取引される電気は、第8条に定める要件を満たすものとする。
 3. 先渡取引、スポット取引または時間前取引にて取引可能な取引は、先渡取引、スポット取引または時間前取引を優先して利用しなければならない。

(取引参加の例外)

第97条 掲示板取引の電力取引の売りの掲示に限り取引会員等以外も参加できる。参加を希望する者は本規程および本取引所が定める規程を遵守する旨の誓約書を提出し本取引所が承認した者とする。

(取引単位)

第98条 本取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。

呼値:1キロワット時

呼値の単位:0.01円

取引単位:1キロワット時

受渡単位:1キロワット時

(入札の方法)

第99条 売買を希望する者は、本取引所の定める様式に必要事項を記載のうえ、本取引所の定める方法で本取引所に掲示を依頼する(以下、本款において、当該掲示を依頼するものを「掲示依頼者」という。)

2. 本取引所は、掲示の依頼内容を確認する。必要があれば、掲示依頼者に掲示内容を証明する資料等の提出を求めることができる。
3. 本取引所は、掲示依頼内容が確認でき次第、速やかに取引システム上に当該掲示を掲載する。
4. 前項の掲示において、掲示依頼者の意思に基づき掲示依頼者を特定または推定できる情報は掲載しないことができる。

(取引の調整)

第100条 前条で掲示された条件にて売買を希望する者は、本取引所に仮約定に向けた処理を依頼することができる。(以下、本款において、仮約定に向けた処理を依頼する者を「売買希望者」という。)また、売買希望者は、必要な場合、本取引所に取引のさらなる詳細条件について本取引所が定める方法で確認することができる。

2. 本取引所は、前項で確認を依頼された事項について、当掲示依頼者と売買希望者との仲介を行う。
3. 本取引所が行う前項の仲介において、当該掲示依頼者、売買希望者は相互に匿名とする。
4. 本取引所は、第2項の仲介で交換する情報および本取引所との連絡内容について記録する。

(取引の約定)

第101条 本取引所は、掲示依頼者が依頼した掲示の掲示期間最終日において、当該取引について掲示依頼者、売買希望者双方の売買契約締結の意思表示が合致していた場合、その売買希望者(以下、「仮約定候補者」という。)との取引を仮約定させる。なお、仮約定候補者が複数ある場合は、本取引所は、掲示依頼者に仮約定候補者の希望する取引の詳細条件を開示し、掲示依頼者は、仮約定候補者の中

から一社を選定することとする。揭示依頼者が選定した仮約定候補者を本取引所に通知した時点をもって仮約定とする。

2. 前項の仮約定後、本取引所は当該揭示依頼者、売買希望者双方に名称を除く売買契約締結に必要な主たる情報および第100条で仲介した情報を整理した仮約定確認票を送付する。
3. 当該揭示依頼者、売買希望者は、前項で送付された仮約定確認票を確認し、第1項の売買契約締結の意思について再度確認し、本取引所に通知しなければならない。
4. 前項で売買契約締結の意思について取消を申し出る場合、その理由を付して本取引所に通知しなければならない。
5. 第3項で当該揭示依頼者、売買希望者双方が再確認し、売買契約締結の意思があるとの通知があった場合、本取引所は、当該取引を本約定とする。
6. 本取引所は、前項の本約定後、第2項の仮約定確認票に売買相手先名称を追記した約定確認票を当該揭示依頼者、売買希望者双方に送付する。

(売買契約の締結)

第102条 前条の本約定後、本約定した当事者は、約定確認票に従い速やかに売買契約を締結する。

2. 本約定した当事者は、前項の売買契約締結後、個別に売買契約書の写しを本取引所に送付する。売買契約の締結に至らなかった場合は、その理由をあわせて通知しなければならない。

(受け渡しおよび清算)

第103条 前条により売買契約を締結した者は、締結した売買契約に従って商品の受け渡しおよび清算等の処理を行う。

2. 受け渡しおよび清算等において、売買契約上疑義が生じた場合、売買契約に従って処理を行い、同時に生じた疑義内容および処理内容について、本取引所に報告しなければならない。

(売買手数料の徴収)

第104条 本取引所は、揭示板取引の電力取引について別途細則で定める手数料を徴収する。

2. 手数料および消費税相当額の徴収は、毎月月末締めで積算し、翌月の月初3金融機関営業日に該当する日に行う。

(約定不調の調査)

第105条 本取引所は、第101条第4項において通知された取消の理由および第102条第2項において通知された売買契約不調の理由について、調査を実施することができる。

2. 前項の調査により、その理由が不相当と考えられる場合、本取引所は当該者に是正を求めることができる。
3. 当該者は、本取引所の調査等に誠意をもって協力するものとする。

第3章 金員の移動

(決済対象)

第106条 本取引所は、次の各号の請求額または支払額をその期日毎に合算し、合算の額を本取引所が支払う場合は、取引会員等の指定する金融機関口座への口座振込により支払う。合算の額を本取引所が徴収する場合は、本取引所の指定する金融機関の取引会員等の口座から口座振替(口座引落)により徴収する。

- (1) 第21条に規定するスポット取引の売買代金および第23条に規定する消費税相当額
- (2) 第24条に規定するスポット取引の売買手数料
- (3) 第24条の2に規定する経過措置給付金
- (4) 第43条に規定する先渡取引の売買代金(第41条第9項の調整額を含む。)
- (5) 第44条に規定する先渡取引の売買手数料
- (6) 第59条に規定するベースロード取引の売買代金(第57条第8項の調整額を含む。)
- (7) 第60条に規定するベースロード取引の売買手数料
- (8) 第70条に規定する時間前取引の売買代金および第72条に規定する消費税相当額
- (9) 第73条に規定する時間前取引の売買手数料
- (10) 第89条に規定する間接送電権取引の売買代金
- (11) 第90条に規定する間接送電権取引の売買手数料
- (12) 第104条に規定する掲示板取引の売買手数料
- (13) 本取引所非化石価値取引規程に規定する売買代金、消費税相当額および売買手数料
- (14) その他本取引所が徴収または交付する金員

第4章 違約処理

(違約処理)

第107条 本取引所は、本規程に規定する事項に違反する者、および取引会員規程第4条および特別取引会員規程第4条により本取引所が認めた者を違約者とする。

2. 本取引所は、取引会員等が違約者となった場合は、第108条および第109条の規定に基づき処理する。

(取引の停止)

第108条 本取引所は、取引会員等が違約者となった場合、直ちにその旨を当該取引会員等に通告するとともに、当該取引会員等の本取引所におけるすべての取引を停止させる。ただし、本取引所が必要と認めた取引については、この限りでない。

(違約者の入札の扱い)

第109条 取引会員等が約定処理開始前に違約者となった場合、当該取引会員等の入札情報は取り消される。ただし、取引会員等が約定処理開始後に違約者となった場合、約定処理中または約定処理済みの入札は有効とする。

第5章 雑則

(市況の報告)

第110条 本取引所の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、本取引所がこれを行うものとし、取引会員等はこれに類する行為を行うことができない。

(情報の著作権)

第111条 本取引所が公表する情報の著作権は、本取引所に帰属するものとする。

(取引情報の機密保持)

第112条 次の各号に掲げる情報は、取引会員等間に限定し、取引会員等は、取引会員等外に開示または漏洩してはならない。

- (1) 先渡取引における他取引会員等の入札状況および第45条に基づき通知する情報
- (2) 時間前取引における他取引会員等の入札状況および第77条に基づき通知する情報
- (3) 掲示板取引における掲示情報
2. 次の各号に掲げる情報は、情報を得たまたは通知された取引会員等に限定し、当該取引会員等は、第三者に開示または漏洩してはならない。
 - (1) 掲示板取引において、情報連絡等掲示者との交渉で知り得た情報
3. 前二項の規定は、次の各号に定める情報等については適用しない。
 - (1) 本取引所がすでに公開したもの
4. 第1項および第2項にかかわらず、取引に関し他者より委託を受けた取引会員等は、委託元である他者に対してのみ、当該委託取引に係る情報に限り、開示することができる。
5. 前項に基づき開示する場合、取引会員等は開示先に対し、他者に開示または漏洩させてはならない。

(掲示事項)

第113条 本取引所は、次の各号に掲げる事項を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。

- (1) 取引会員規程、特別取引会員規程、業務規程(取引規程、取引規程細則等業務規程を補足する規程等を含む。)、市場取引監視委員会規程、市場取引検証特別委員会規程および紛争処理規程
- (2) 取引会員等の加入、脱退に関する事項
- (3) 取引会員等の氏名または商号もしくは名称の変更
- (4) 取引会員等に取引会員規程第21条または特別取引会員規程第19条に規定する過怠金が課せられたとき、その事実と金額
- (5) 取引の差止めもしくは制限またはその解除
- (6) 取引会員等の除名
- (7) 取引日時の臨時変更または取引の臨時休止
- (8) 取引の制限等の変更
- (9) 前各号の他、本取引所が必要と認める事項
2. 前項各号の掲示期間は、第1号は当該規程が廃止されるまでの間、第2号および第3号は6カ月間、第4号ないし第6号は1カ月間、第7号および第8号はその目的の終了までの間、第9号については本取引所が都度定める。
3. 第1項の掲示があった後は、これらの掲示事項は既知の事実とする。

(天災地変等の場合の特別措置)

第114条 本取引所は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由により、取引会員等が本取引所の取引市場における取引の履行をすることが不可能または著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる特別の措置をとることができる。

- (1) 本規程に規定する売買代金の授受の日時を変更すること
- (2) 本規程に規定する預託金の授受の日時を変更すること

(3) 前二号に掲げる措置に付随する事項について適宜の措置を講ずること

2. 取引会員等は、前項の規定により行う本取引所の措置に対して、異議を申し立てることができない。

(システム障害の特例措置)

第115条 本取引所は、利用するシステムの運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力を行うこととするが、次の各号に掲げる損害について、その責めを負わないものとする。

- (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による取引注文の執行、金銭の授受、その他諸手続等の遅延または不能により生じた損害
- (2) 通信回線、通信機器、インターネットまたはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵によるデータ伝達遅延、不能、誤動作またはその他一切の不具合によって生じた損害
- (3) 第三者による妨害、侵入または情報改変等によって生じた取引システムの中断、遅滞、中止、データの消失等の損害
- (4) 取引システムにログインするためのユーザアカウントまたはログインパスワードの漏洩、盗難等によって悪意の第三者が取引会員等を装い行った取引によって生じた損害
- (5) その他本取引所の責めに帰すことができない事由により生じた損害

2. 取引会員等が所有する通信回線、通信機器またはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵が発生した場合、取引会員等が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、本取引所はその原因を調査する義務または解決するための義務を負わないものとする。

(本取引所の免責)

第116条 本取引所は、本取引所の責めに帰すべき事由により、取引会員等および取引会員等の関係者に損害を与えた場合には、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、故意または重過失による場合は、この限りでない。

2. 前項の損害において、間接的損害については、本取引所は免責とする。

(臨機の処置)

第117条 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本取引所は、本規程の趣旨に準じてその処置を定める。

(改定)

第118条 本規程は、法令の変更、広域機関が定める諸規則等の系統利用制度の変更、一般送配電事業者が定める諸規則の変更または本取引所が必要として認めた場合には、改定することができる。

2. 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

付則

第1条 平成28年2月18日の全面改定は、スポット取引および時間前取引については平成28年4月1日受け渡し分から適用する。他の事項は平成28年4月1日より適用する。

第2条 平成28年2月18日の全面改定による先渡定型取引の廃止は、平成28年3月30日を最終取引日とする。

第3条 前条の適用前に成立した取引は、平成28年2月18日の全面改定前の規定に従うものとする。

第4条 スポット取引における買いのブロック入札の提供開始時期は別取引会員等に通知する。

制定 平成17年1月31日

改定	平成21年3月6日
	平成21年7月10日
	平成21年9月11日
	平成22年5月13日
	平成24年6月13日
	平成25年1月16日
	平成25年2月21日
	平成25年6月20日
	平成27年2月19日
	平成28年2月18日(全面改定)
	平成28年3月17日
	平成29年3月28日
	平成30年4月19日
	平成30年8月9日
	平成30年9月14日
	平成31年4月10日
	令和元年5月〇日

一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程

(目的)

- 第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「本法人」という。)が、電力の実物卸市場である日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)における市場開設業務について定める。
2. 本法人は、本規程に従い、本取引所の運営に必要な組織、規程および情報処理システム等を用意しなければならない。
 3. 本規程は、別添1乃至別添3の規程を含む。

(市場開設業務を行う時間等)

- 第2条 本取引所は、市場開設業務のうち入札受付ならびに約定処理については原則として休業日を設けず、1年間の各日を営業日とする。各営業日の開場時間は本規程第4条各号の市場毎に定める。
2. 本取引所は、前項の業務を除く市場開設業務については平日の午前9時から午後5時までを受付時間とする。
 3. 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時に休業することができる。この場合、取引会員および特別取引会員の取引機会の喪失を最小限にするよう努めなければならない。

(市場開設業務を行う事務所の所在地)

- 第3条 本取引所は、市場開設業務を行う本法人事務所の所在地を東京都港区に置く。

(市場の種類)

- 第4条 本取引所に、電気の実物卸取引を行うための次の各号の市場を置く。

(1) スポット取引

翌日に受け渡される30分単位の電気を対象として、本規程第6条第2項にいうシングルプライスオークション方式(以下「シングルプライスオークション方式」という。)により一括して売買の合わせを行う取引

入札受付時間は、各営業日の午前7時から午後5時までとする。ただし、当該商品の取引実施日における入札締切時刻は午前10時とする。

(2) 時間前取引

数時間後以降に受け渡される30分単位の電気を対象として、本規程第6条第3項にいうザラバ方式(以下「ザラバ方式」という。)により随時売買の合わせを行う取引

開場は終日とする。各営業日の午後5時に翌日に受け渡される各商品の取引を開始し、各商品の受渡開始時間の1時間前に当該商品の取引を終了する。

(3) 先渡取引

将来の1年間、1ヶ月間または1週間を通じて受け渡される電気を対象として、ザラバ方式により随時売買の合わせを行う取引

開場は各営業日の午前10時から正午まで、ならびに午後1時から午後3時までとする。各商品の取引期間は別に定める。

(4) 掲示板取引

売買希望者が、売買を希望する電気を掲示し、本取引所が入札の仲介を行う取引

(5) 非化石価値取引

非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石価値を顕在化し取引を可能にするための、当該非化石価値を有することを証する非化石証書であって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下、再エネ特措法という。)第55条1項に規定する費用負担調整機関(以下、調整機関という。)が発行するものを取り引する場で、マルチプライスオークションの値付け方式により一括して売買の合わせを行う取引。

(6) 間接送電権取引

現物電気と一体である間接送電権(第1号で定めるスポット取引における、あるエリア間の約定価格の差額を得るまたは支払うための対価)を取引の対象物として、シングルプライスオークション方式で本取引所と取引会員等の間で売買を成立される取引

開場は各営業日の午前8時から午後5時までとする。各商品の取引期間は別に定める。

(7) ベースロード取引

「ベースロード市場ガイドライン」(経済産業省)に基づき、1年間(4月から翌年3月まで)を通じて受け渡す電気を対象として、シングルプライスオークション方式により一括して売買の合わせを行う取引

取引は、7月、9月、11月の3回実施する。

(取引資格およびその審査方法)

第5条 本取引所における取引は、別に定める場合を除き、本取引所の会員でなければ行うことができない。

2. 本取引所の会員たる資格は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程および一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めることとする。
3. 本取引所は、会員として加入を希望する者から加入に関する申し出があった場合、すみやかに申し出の内容を確認のうえ、本法人の理事会において加入の審査を行う。加入を拒絶する場合は、本取引所はその理由を当該加入希望者に説明する。
4. 前項で加入を拒絶された者は、当該拒絶事由を解消のうえ、別途加入の申込を行うことができる。

(売買取引の方法)

第6条 本取引所におけるすべての取引は、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程および一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程に定めるところにより、本取引所が用意するコンピュータシステム(以下「取引システム」という。)を通じて行うものとする。なお、取引システムを利用するために必要となる機材等については、会員の責任と負担において用意するものとする。

2. スポット取引は、締切後一括して売買の合わせを行うシングルプライスオークション方式、かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。売買の合わせの処理においては、連系線の送電可能量を制約条件とした市場分断処理を行う。
3. 時間前取引は、価格優先・時間優先の原則(低い値段の売注文は、高い値段の売注文に優先し、高い値段の買注文は、低い値段の買注文に優先する。また、同一値段の売買注文は、取引システムに登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先する)に従って約定するザラバ方式を採用する。売買の合わせの処理においては、価格条件に加え連系線の送電可能量の検証を行う。
4. 先渡取引は、ザラバ方式を採用する。
5. 掲示板取引は、掲示した者と売買希望者とを本取引所が仲介する方式を採用する。

6. 非化石価値取引は、締切後一括して売買の合わせを行うマルチプライスオークション方式(ペイアズビッド方式)、かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。
7. 間接送電権取引は、締切後一括して売買の合わせを行うシングルプライスオークション方式、かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。
8. ベースロード取引は、締切後一括して売買の合わせを行うシングルプライスオークション方式、かつ、約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。

(売買取引の決済)

- 第7条 本取引所のスポット取引、時間前取引、先渡取引、間接送電権取引およびベースロード取引において、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより、本取引所が売買代金を決済する。掲示板取引においては、売買代金の決済は当事者間で行うものとする。
2. 本取引所の非化石価値取引は、一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程に定めるところにより、本取引所が売買代金を決済する。
 3. 本取引所が行う売買代金の決済は、銀行口座を通じて現金で行う。
 4. 売買代金の決済日は、対象となる取引会員および特別取引会員の資金準備に要する期間および本取引所が負う決済リスクを考慮し、スポット取引、時間前取引ならびに非化石価値取引の約定の通知を行った日から起算して2金融機関営業日後とする(先渡取引、間接送電権取引およびベースロード取引については、受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日とする)。

(売買取引の手数料)

- 第8条 本取引所は、本取引所の市場開設業務を行うために必要な費用に充てるため、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程細則および一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引規程に定めるところにより、売買取引に伴う手数料を売買当事者から徴収する。
2. スポット取引、時間前取引、先渡取引、非化石価値取引、間接送電権取引およびベースロード取引の売買手数料は、取引量の状況、本取引所の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ、本法人の理事会において毎年度3月末までに翌年度の手数料を決定し、取引会員および特別取引会員に通知する。

(預託金の徴収および管理)

- 第9条 本取引所は、第7条第3項に規定する売買代金について本取引所が負う決済リスクに備えるため、一般社団法人日本卸電力取引所取引規程および一般社団法人日本卸電力取引所取引規程細則に定めるところにより、当該取引会員に預託金の預託を義務付ける。
2. 本取引所は、前項の預託金の預託額が決済リスクに見合う水準となるよう、その額を別に定める。
 3. 本取引所は、取引会員が預託した預託金を銀行預金に預け入れて保全する。なお、これにより生じた利子相当額は、本取引所の収入とする。

(市場間値差の管理)

- 第10条 スポット取引の売買の合わせの処理において、連系線の送電可能量の制約による市場分断処理を行った場合、分断した市場間で約定価格の差が生じ、その価格差に当該連系線の利用量を乗じて得られる金額が取引所の収入となる。これを市場間約定代金差額という。
2. 市場間約定代金差額は、年度毎に積み上げ、法人税相当額および本法人が別に定め公開する事務手数料相当額を控除した額を、本法人の貸借対照表資本の部の「市場間値差積立金」の項目に計上するものとする。なお、毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」を利用する場合には、電気事業を所管する経済産業省の事前了承を得ることとする。

3. 毎年度の市場間約定代金差額ならびに「市場間値差積立金」については、電気事業制度の今後の制度設計の方針に従い利用することを原則とする。

(取引の制限)

第11条 市場利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 電気またはその付帯物の実物取引を目的としない取引
 - (2) 仮想の取引をする、または偽って自己の名を用いない取引
 - (3) 他者と通謀のうえ、当該他者との取引を成立させることを意図した取引
 - (4) 単独または他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や、相場を変動させる取引
 - (5) 相場が自己や他人の操作によって変動する旨の流布
 - (6) 託送供給等約款に定める接続対象計画差対応電力料金単価等、本取引所の価格を参照する他の料金等を変動させることを目的とした取引
 - (7) 相対取引や電力先物市場など本取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、本取引所の市場の相場を変動させるような取引
 - (8) 公表前の発電所の事故情報など、本取引所の価格形成に影響を及ぼすインサイダー情報に基づく取引
 - (9) 次項の不正な価格形成にかかる取引
 - (10) 前各号に掲げる取引のほか、本取引所が別途定める禁止行為に該当する取引
2. 前項第9号に掲げる不正な価格形成は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 市場支配力の行使などによる市場における需給関係では正当化できない水準と認められる価格形成
 - (2) 一般的な発電原価から著しく乖離した水準と認められる価格形成
 3. 本取引所は、第1項に記載する場合や公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引会員または特別取引会員に対し、取引を制限する。
 4. 前項の措置は、本法人の理事会の決議に基づいて実施する。ただし、緊急の場合は、本法人の理事長もしくは理事長代行者の判断で実施し、実施後すみやかに理事会に報告する。

(市場開設業務の実施体制)

第12条 本法人に市場開設業務を行う専任の事務局を置き、必要な組織体制を定めるとともに、本規程第3条に定める事務所に職員を配置する。

2. 事務局には次の部を設置することとする。
 - (1) 企画業務部
 - (2) 総務部
3. 取引システムの運用管理にあたる職員が前項の事務所以外の場所から取引システムの遠隔監視および操作を行うことを妨げるものではない。

(市場の監視に関する事項)

第13条 開設する市場の監視ならびに不正取引防止に資する取引参加者へのルールへの周知・教育等を行うため、市場監視業務を担当する職員を常時1名以上配置する。

2. 前項の市場監視業務を担当する職員は、本取引所規程、経済産業省および公正取引委員会が定める「適正な電力取引についての指針」等に照らし、不適切と認められる取引等および不正な価格形成を監視し、必要があると認められるときは、監視の結果(本規程第14条に基づいて行った処分を含む)を

本法人の理事会、市場取引監視委員会、経済産業省資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会等に報告する。

3. 本取引所は、本条の目的に照らして必要な調査を行うことができる。その場合において、取引参加者は、当該調査に協力するものとする。
4. 本取引所は、不公正取引を防止するため、取引会員に対して定期的取引ルール等の周知・教育をおこなうものとする。

（取引参加者に対する処分）

第14条 本取引所は、一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程または一般社団法人日本卸電力取引所特別取引会員規程に定めるところにより、関係法令、本取引所の規程等に違反する、卸電力取引に関し官公署の処分対象となる等の事由に該当する取引会員または特別取引会員に対し、処分を行うことができる。

2. 前項の処分は、本法人の理事会の決議に基づいて行うものとする。
3. 本取引所は、本条第1項の処分を行う場合、当該会員に対し、本法人の理事会において弁明する機会を与えなければならない。また、本取引所は、当該会員に対し、処分の対象となる事由等について十分な説明を行うことに努めるものとする。
4. 処分は、事由の重大性に鑑み、勧告、取引の制限もしくは停止、除名の順に適用する。本取引所が処分の対象となる事由により損害を受けた場合は、その損害額に相当する過怠金を科することができる。但し、過怠金の上限額は1件の処分につき1億円とする。

（本法人の監督体制）

第15条 本法人は、職員の市場開設業務の遂行を監督するため、本法人の理事のうちの1名以上を常勤とする。

2. 本法人の理事会は、前項の理事の職務遂行を監督する。
3. 本法人の役員の選任にあたっては、過半数の一般社団法人日本卸電力取引所取引会員規程に定める取引会員の賛同があることを条件とする。

（取引参加者からの意見聴取）

第16条 本取引所は、取引参加者からの意見を聴取する窓口を設ける。

2. 前項の意見については、当該意見にかかる本取引所の見解を付し、公開するものとする。

（卸電力取引市場の流動性向上に資する調査および研究等）

第17条 本取引所は、卸電力取引市場の流動性向上等に資するため、当所が開設する市場の価格、取引量等に影響を与える各種要因、取引参加者の市場利用状況、取引システム等に関する技術的知見、海外の卸電力取引所の動向などに関する企画、調査および研究等を行う。なお、本取引所は、調査および研究等の目的で、取引参加者に対し、意見照会等への協力を要請することがある。

（その他の業務）

第18条 本取引所は、電力広域的運営推進機関より入手する全ての一般送配電事業者の供給区域内におけるインバランス量を合計した量を用いて、一般送配電事業託送供給等料金算定規則第27条第2号に定められる値を計算し、これを公表する。

別添一覧

別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則

別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程

別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程

制定	平成28年2月18日
改定	平成28年3月17日
	平成28年3月22日
	平成29年3月28日
	平成30年4月19日
	平成31年4月10日
	平成31年5月●日

一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本卸電力取引所が定める取引規程について、事項の補足をし、詳細を定める。

(取引システムの稼働時間)

第2条 取引規程第7条第5項に定める取引システムの稼働時間(以下「システム稼働時間」という。)は、以下のとおりとする。

取引規程第4条に定める営業日の午前0時から午後12時まで

2. 一般社団法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)は、やむを得ないと認める場合、第1項のシステム稼働時間を変更することができる。この場合、本取引所は速やかに取引会員に変更後のシステム稼働時間を通知する。
3. 本取引所は、必要があると認めるときは、取引システムを臨時に停止する、または休止することができる。

(預託金)

第3条 取引規程第11条第3項に定める取引会員毎に本取引所が定める額は、次の各号の和とする。ただし、和が100万円を下回った場合は、100万円とする。

- (1) 取引規程第21条および第70条に定めるスポット取引および時間前取引の売買代金のうち、金員の授受が完了していないもので、売り代金を負、買い代金を正の数とする。
- (2) 取引規程第40条に定める先渡取引の商品基準時差額の合計額
- (3) 取引規程第2章第4節に定めるベースロード取引の商品で、受け渡しが完了していない商品の買い代金に0.03を乗じた額

2. 本取引所は、前項の額を期間を定め変更することがある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員に通知する。
3. 取引規程第11条第3項に定める期日は、本取引所が前項の規定に従い取引会員毎の預託の必要額を定めた日の次の金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ)の金融機関営業時間内とする。

(手数料等)

第4条 取引規程第24条に規定するスポット取引における売買手数料は、約定した日が属する年度毎に定め、毎年度3月末までに翌年度の売買手数料を公開する。

2. 取引規程第44条に規定する先渡取引における売買手数料は、売り買いとも以下のとおりとする。

受渡期間が年間のものは、約定した入札1件あたり10,000円(消費税相当額別)

受渡期間が月間および週間の場合は、約定した入札1件あたり1,000円(消費税相当額別)

3. 取引規程第73条に規定する時間前取引における売買手数料は、約定した日が属する年度毎に定め、毎年度3月末までに翌年度の売買手数料を公開する。
4. 取引規程第104条に規定する掲示板取引の電力取引における掲示手数料は、以下のとおりとする。
約定した1掲示あたり50,000円(消費税相当額別)。ただし、取引会員以外の掲示の場合は無料とする。

5. 取引規程第60条に規定するベースロード取引における売買手数料は、以下のとおりとする。

約定した入札1件あたり10,000円(消費税相当額別)

6. 取引規程第90条に規定する間接送電権取引における売買手数料は、以下のとおりとする。

買い約定量1kWhあたり0.01円(消費税相当額別)

(先渡取引の計算期間)

第5条 取引規程第38条に定められる1計算単位の期間は、月曜日からその次の日曜日までとする。

付則

第1条 平成28年2月18日の取引規程改定にあわせた全面改定は、取引規程で規定する適用にあわせ適用する。

第2条 平成30年8月9日の先渡取引売買手数料の改定は、平成30年8月13日取引分より適用する。

制定	平成17年1月31日
改定	平成21年3月6日
	平成21年4月24日
	平成21年7月10日
	平成22年11月12日
	平成24年9月12日
	平成25年5月23日
	平成25年8月22日
	平成26年3月20日
	平成26年5月22日
	平成27年2月19日
	平成28年2月18日(全面改定)
	平成29年3月28日
	平成30年8月9日
	平成31年4月10日
	令和元年5月●日

官 印 省 略
20190425 資 第 41 号
令和元年5月22日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣 名

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規定の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について（回答）

令和元年5月22日付け20190425資第41号により、貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可について審査を行ったところ、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12年7月1日付け20180330資第31号）第1. 1.（44）に規定する基準に適合することが認められたため、その旨回答します。

- 一般社団法人日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、平成28年4月より卸電力取引所(指定法人)となっている。
- 卸電力取引所については、電気事業法第99条第1項後段の規定により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。令和元年7月より、ベースロード市場の初回オークションが開始されることに伴い、卸電力取引所の業務規程を変更する必要があるため、平成31年4月17日に卸電力取引所から経済産業大臣に対して業務規程変更認可申請が行われた。
- 卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされているところ、令和元年5月22日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見照会が行われた。
- 今回は、経済産業大臣から意見照会のあった卸電力取引所の業務規程変更認可申請について、審査基準への適合性の審査をお願いしたい。

(参考) 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (抄)

(44) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可

第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に基づき施行規則第132条の6に適合することとする。

① 施行規則第132条の5第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ スポット市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原則として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。

ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。

ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。

② 施行規則第132条の5第2号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う事務所の所在地が規定されていること。

③ 施行規則第132条の5第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。

(i) 発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合

(ii) 小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合

ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。

(i) 発電設備の維持及び運用を行っている者

(ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者

ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。

(i) 純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者

(ii) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により、信用がないと認められる者

ニ 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されていること。

④ 施行規則第132条の5第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。

(i) スポット市場

(ii) 一時間前市場

(iii) 翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場

ロ スポット市場については、実需給の前日に取引が可能であること。

ハ 一時間前市場については、年間を通じて、スポット市場の閉鎖後の特定時点から実需給の1時間前時点までの間に取引が可能であること。

⑤ 施行規則第132条の5第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。

(i) 買い及び売りの注文方法

(ii) 約定方法 (連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。)

(iii) 約定結果の通知方法

(iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法

(v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法

(vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い

(vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い

(参考) 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (抄)

- スポット市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。
 - (i) スポット市場 プラインドシングプライスオークション
 - (ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法(ザラバ取引)
- ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け渡されること。
- ニ スポット市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、電力広域的運営推進機関に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこと。
- ホ 受渡しに関して定めている事項が、電力広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。
- ⑥ 施行規則第132条の5第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 決済対象及び決済日が明記されていること。
 - スポット市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのではなく、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理(ネットティング処理)した上で、売買代金を求償することとしていること。
- ⑦ 施行規則第132条の5第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収方法について明確な定めが置かれていること。
 - 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うものとなっていないこと。
- ⑧ 施行規則第132条の5第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ スポット市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清算預託金を預かる制度が採用されていること。
 - 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
 - (i) 清算預託金の算定方法
 - (ii) 清算預託金の徴収方法
 - (iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い
 - (iv) 清算預託金の払い戻し方法
 - ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。
- ⑨ 施行規則第132条の5第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益(以下「市場間値差収益」という。)について、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。
 - 市場間値差収益を利用する場合には、事前に経済産業大臣の了承を得ること。
 - ハ 市場間値差収益について、電気事業制度の今後の設計等に基づき用いる方針を有していること。
- ⑩ 施行規則第132条の5第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、これを明示的に禁止していること。
 - 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
 - (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いずに取引をすること
 - (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをすること
 - (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変動させるような取引をすること
 - (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること
 - (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと
 - (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと
 - (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと

(参考) 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (抄)

- ハ いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定めていること。
- (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合
 - (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合
- ニ 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととしていること。
- ⑪ 施行規則第132条の5第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。
 - ロ 職員の監視体制が整備されていること。
- ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体制が整備されていること。
- ⑫ 施行規則第132条の5第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会における審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果についての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。
 - ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合には、必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。
- ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めたときは、業務規程その他の取引関連規定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。
- ニ ハの措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしていること。
- ⑬ 施行規則第132条の5第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を行った場合の処分内容が具体的に明記されていること。
 - ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けていること。また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。
- ⑭ 施行規則第132条の5第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用しやすい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加者の意見を聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。

(参考) 電力システム改革貫徹のための政策小委員会制度検討 作業部会の検討事項

第23回制度検討作業部会
(平成30年5月18日)資料より抜粋

1. 更なる競争活性化

(1) ベースロード市場

- －新電力によるベースロード電源（石炭火力、大型水力、原子力等）へのアクセスを容易にするための市場を創設するとともに、大手電力会社が保有する同電源を市場供出させることを制度的に求め、更なる競争活性化を促す。

(2) 間接オークション・間接送電権

- －地域を跨ぐ送電線（連系線）の利用ルールを、現行の先着優先から、コストの安い電源順に利用することを可能とする間接オークション方式に改めることで、広域メルिटオーダーの達成と競争活性化を促す。

2. 自由化の下での公益的課題への対応

(1) 容量市場

- －卸電力取引の活性化し、再エネの導入拡大する下においても、中長期的に必要な供給力・調整力を確保するための仕組みを導入。

(2) 需給調整市場

- －調整力公募の実施を踏まえ、今後は、柔軟な調整力の調達や取引を行うことが出来る市場を創設することで、調整力の確保をより効率的にする。

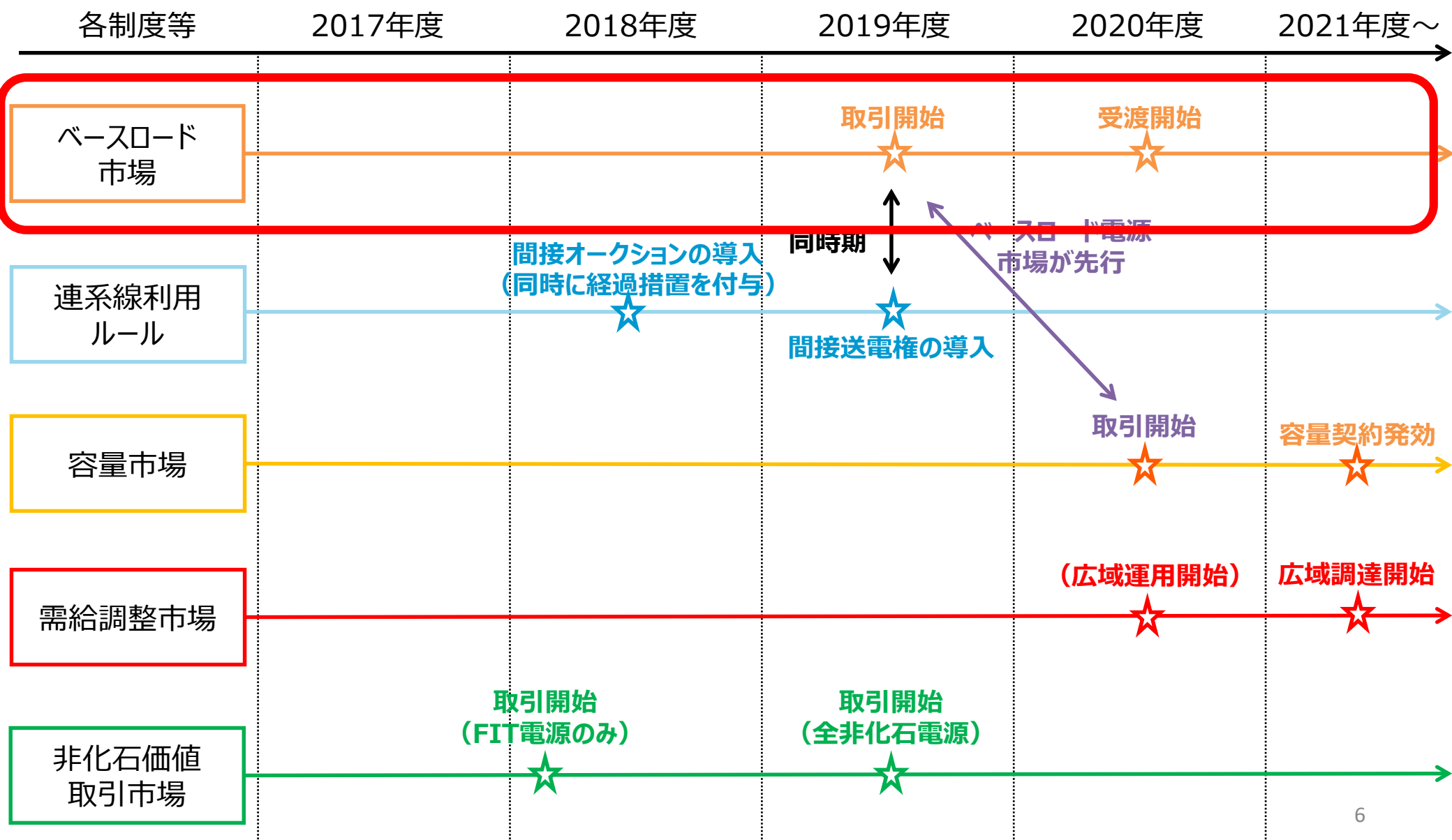
(3) 非化石価値取引市場

- －高度化法による目標（非化石電源比率44%）達成と、FITの国民負担を軽減に資するため、小売事業者が非化石価値を調達できる市場を創設。

(参考) 各制度の導入時期について

第23回制度検討作業部会
(平成30年5月18日)資料より抜粋

☆：導入目標



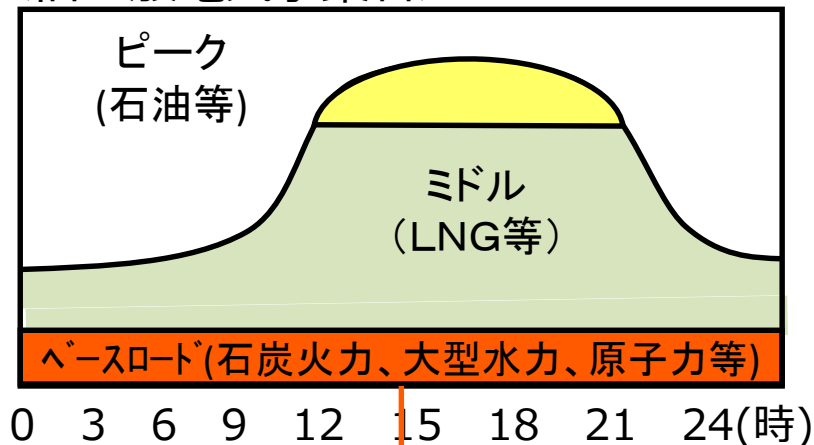
(参考) ベースロード市場の概要

第23回制度検討作業部会
(平成30年5月18日)資料より抜粋

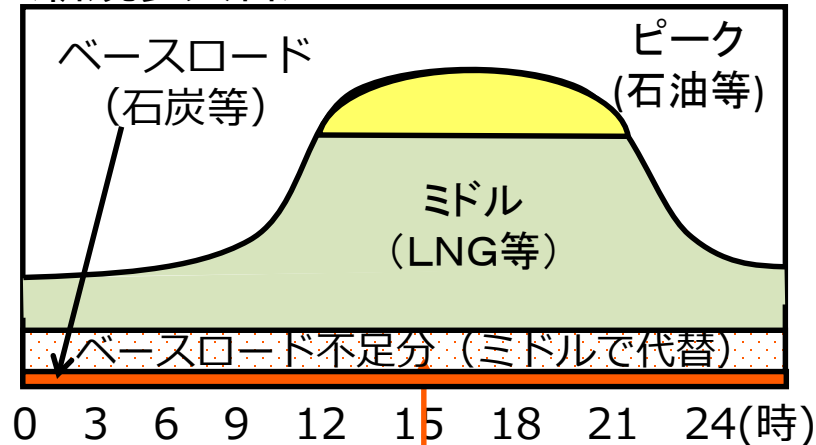
- 安価なベースロード電源（石炭火力、大型水力、原子力等）の多くは、大手電力が保有・長期契約しており、新電力によるアクセスが困難な状況。卸市場活性化の障壁の一つとなっている。
- このため、大手電力に対し、自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高くない水準の価格でベースロード電源を市場に供出することを求め、新電力にベースロード電源へのアクセス機会を付与するベースロード市場を2019年を目途に創設。

旧一般電気事業者と新規参入者の供給力構成の違いとベースロード市場（イメージ）

＜旧一般電気事業者＞



＜新規参入者＞



VS
更なる競争
を促進

電源供出

ベースロード市場
(新設)

電源調達

(参考) ベースロード電源へのアクセス確保の必要性

第23回制度検討作業部会
(平成30年5月18日)資料より抜粋

- 貫徹小委員会中間取りまとめにおいて、石炭や大型水力、原子力等の安価なベースロード電源については、旧一般電気事業者がその大部分を保有または長期契約で調達しているため、新規参入者のアクセスが限定的であり、このことが競争を更に活性化させるための障壁となっていることが指摘された。

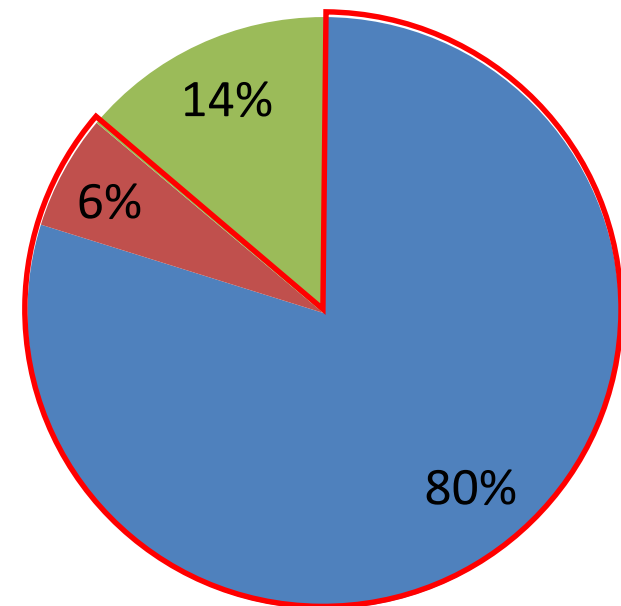
【各電気事業者の最大出力ランキング】

(出力200万kW以上,2017年8月時点)

- 1.東京電力フュエル&パワー：4293万kW
- 2.関西電力:3658万 kW
- 3.中部電力:3314万kW
- 4.東京電力ホールディングス：2253万kW
- 5.九州電力：1884万kW
- 6.東北電力：1826万kW
- 7.電源開発：1698万kW
- 8.中国電力:1153万kW
- 9.北陸電力:807万kW
- 10.北海道電力:795万kW
- 11.四国電力:634万kW
- 12.日本原子力発電:226万 kW
- 13.沖縄電力:216万kW
- 14.相馬共同火力発電:200万 kW

【最大出力の割合(2017年8月時点)】

*グループ会社の最大出力は、出資比率をかけて算出



全体の約9割の供給力を占める

- 旧一般電気事業者グループ(沖縄電力除く)
- 電源開発
- その他

改正ポイントと審査基準

- 今般の業務規程改正では、本年7月に開場予定のベースロード市場に関する規定が追加されている。
- 審査基準への適合性を基に事務局において審査を行った結果、審査基準へ適合することが確認できている。主な市場設計内容と審査基準との関係は以下の通り。
- 預託金に関しては新電力への考慮して、受け渡しが完了していない商品の買い代金に0.03を乗じた額となっている。また、手数料については買い約定した入札1件あたり10,000円(消費税相当額別)となっており、先渡市場の年間商品の手数料と同水準となっている。

	主な改正のポイント	関連規程	審査基準との関係
商品	✓ ベースロード取引の商品は、受け渡しの期間および清算対象とする価格により設定される。 ✓ 受け渡しの期間については、1年間（4月から翌年3月まで）とする。 ✓ 市場範囲を北海道、東日本、西日本の3つに区分し、各市場範囲内で最も需要の大きいエリアのエリアプライスを清算対象とする価格とする。	取引規程第48条	<u>審査基準(44)が規定する全ての要件を満たしている。</u>
入札方法等	✓ ベースロード取引は、商品毎に、原則としてその商品の最初の受渡日が属する年の前年7月、9月、11月の10日以降の営業日に実施する。 ✓ 入札は、取引システムに商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入力することにより行う。	取引規程第49条、52条	
約定	✓ シングルプライスオークションによる約定処理を実施する。	取引規程第53条	
売買手数料・決済等	✓ ベースロード取引で約定した商品は、スポット取引を通じて受け渡され、商品毎の売買代金を当該商品の受渡日数で除した金額を、スポット取引の決済日と同日に決済する。 ✓ 預託金は、受け渡しが完了していない商品の買い代金に0.03を乗じた額。 ✓ 手数料は、約定した入札1件あたり10,000円（消費税相当額別） ✓ ベースロード取引の売買手数料および消費税相当額は、取引実施日毎に取引実施日の3金融機関営業日後の日に決済する。	取引規程第58条、59条、60条 取引規程細則第3条、4条	
市場間約定代金差額	✓ 決済に際して、ベースロード取引の約定価格から当該商品の清算対象とする価格を減じた金額相当を調整する。	取引規程第57条	
買い量のキャンセル	✓ 買い量を保持している取引会員等のうち、小売電気事業者登録後1年間を経過していないものの買い量に限り、毎年2月末を期日に翌年度受渡分の商品の買い量の減少を取引所に申し出ることが出来る。	取引規程56条	

審査基準の適合性

- ベースロード取引の運営は市場開設業務に含まれることから、電気事業法99条及び審査基準(44)に照らした確認が必要。このため、事務局において、電気事業法施行規則に基づき、審査が必要となる下記7項目について審査を行っている。

業務規程の必要的記載事項（施行規則132条の5）	審査が必要な項目	関連規程
市場開設業務を行う時間及び休日に関する事項	✓	取引規程第51条
市場開設業務を行う事務所の所在地	N/A（事務所の所在地に変更ないため。業務規程第3条参照）	
売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項	✓	取引規程第47条
卸電力取引市場の種類に関する事項	✓	取引規程第3条
売買取引の方法	✓	取引規程第52条
売買取引の決済に関する事項	✓	取引規程第58－60条
売買取引の手数料に関する事項	✓	取引規程細則第4条
債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項	✓	取引規程細則第3条
地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益の管理に関する事項	N/A（市場間値差収益の管理方法には変更ないため。取引規程第11条、業務規程第10条参照）	
売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項	N/A（BL市場の開設によって不正な取引の類型に変更ないため。取引規程第10条参照）	
市場開設業務の実施体制に関する事項	N/A（市場開設業務の実施体制には変更ないため。業務規程第12条参照）	
卸電力取引市場の監視の方法に関する事項	N/A（卸電力取引市場の監視の方法には変更ないため。業務規程第13条参照）	
取引参加者に対する処分に関する事項	N/A（取引参加者に対する処分には変更ないため。業務規程第14条参照）	
売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項	N/A（卸電力取引市場の監視の方法には変更ないため。業務規程第13条参照）	
前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項		N/A

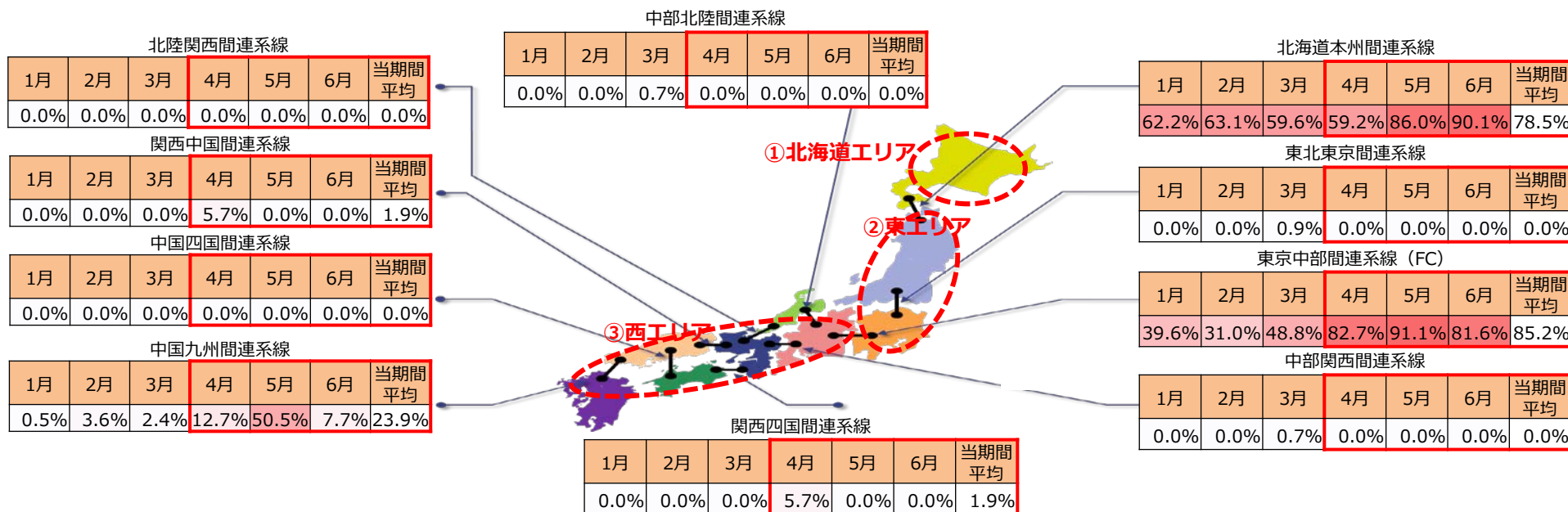
(参考) 市場範囲

第13回制度検討作業部会(平成29年
10月30日)資料より抜粋・一部編集

- ベースロード市場においては、現行の先渡市場と同様、スポット市場を介して行われることから、スポット市場の分断発生頻度等を加味して市場範囲を設計することとしている。
- 具体的には、北海道本州間連系線と東京中部間連系線(FC)における分断の頻度が特に多いことを踏まえ、北海道ー東北、東京ー中部間に市場範囲を分割することとし、①北海道、②東北・東京、③中部・関西・北陸・中国・四国・九州の3エリアで実施される。

※ただし、設定したエリア内で分断が頻発する等の場合には、必要に応じて今後見直しを行うこととしている。

各地域間連系線の月別分断発生率（2017年1月～6月）

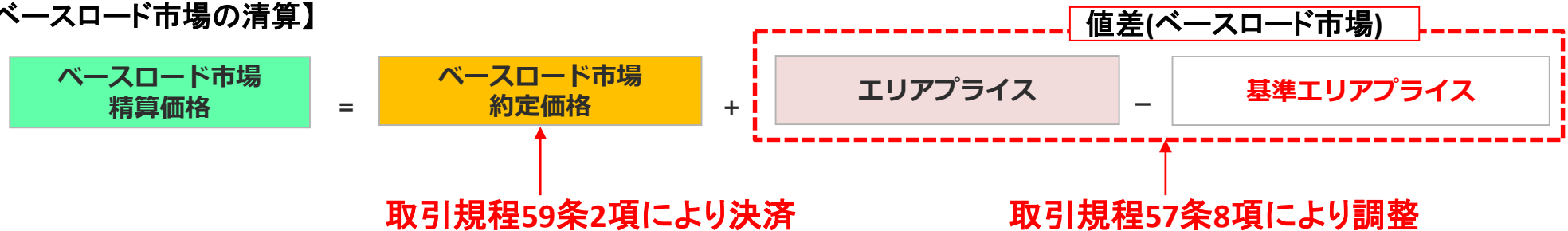


(参考) ベースロード市場の精算の仕組み

第16回制度検討作業部会(平成29年
12月12日)資料より抜粋・一部編集

- ベースロード市場は、シングルプライスオークションによって決定され、ベースロード市場で約定した商品の受渡しは現行の先渡市場と同様、スポット市場を介して行われる。
- 具体的には、各々の市場の基準エリアプライスとベースロード市場の約定価格との間に値差が生じた場合に清算を行うことで、購入側はベースロード市場の約定価格（年間固定価格）で電気を調達できることとなる。

【ベースロード市場の清算】



【基準エリアプライス(現時点)】

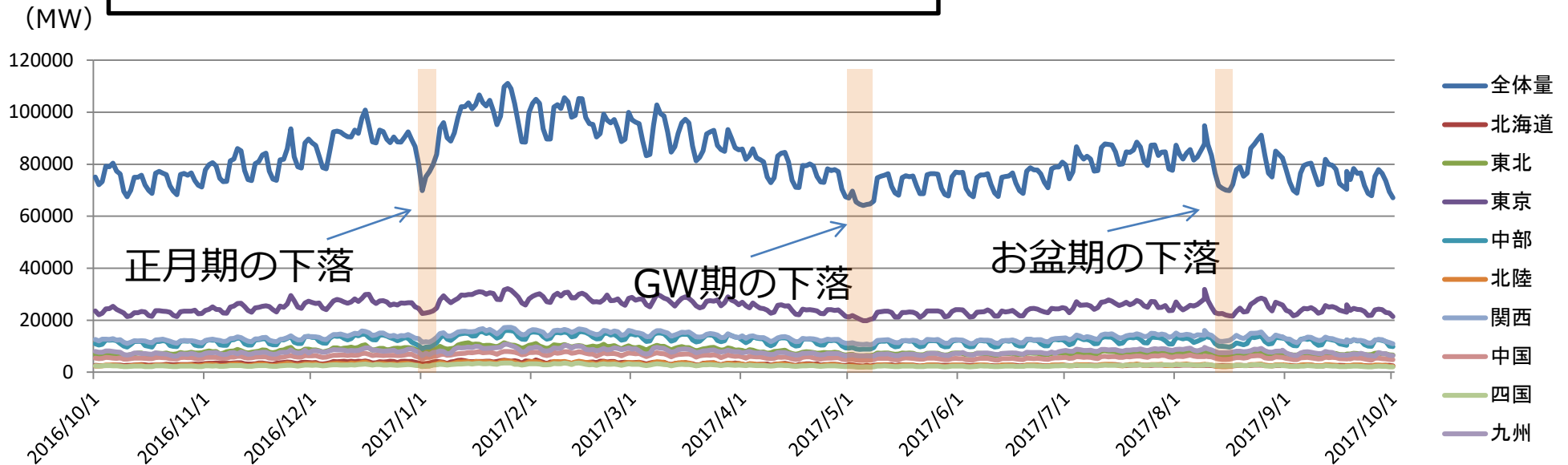
- ・北海道市場・・・北海道エリアプライス
- ・東日本市場・・・東京エリアプライス
- ・西日本市場・・・関西エリアプライス

(参考) 新電力の購入枠の設定

第16回制度検討作業部会(平成29年
12月12日)資料より抜粋・一部編集

- ベースロード市場の買い手に購入枠を設定する等の事前規制を設けることは、実需を超えた取引を抑制する効果が期待され、政策目的の達成に資すると考えられる。
- 具体的には、日別のベース需要のうち、年間18日程度(=365日×5%、2.5週)の下位の需要を除いたものを、ベースロード市場で購入できる各事業者の「ベース需要」と考え、各新電力のベース需要の実績を基に購入可能量を設定する。

日別のベース需要の推移 (全国合計値)



一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程 新旧対照表

新	旧	備考
第1章 総則 第1条～第2条 (略) (市場) 第3条 (1)～(2) (略) <u>(3) ベースロード取引</u> <u>「ベースロード市場ガイドライン」(資源エネルギー庁)に基づき実施される本取引所が仲介を行う1年間(4月から翌年3月まで)を通じて受け渡す電気を対象として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される第2章第4節に定める取引</u> <u>(4) 時間前取引</u> (略) <u>(5) 間接送電権取引</u> 第1号のスポット取引の結果生じる値差の清算を受けるための対価として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される<u>第2章第6節</u>に定める取引 <u>(6) 掲示板取引</u> 売買希望者が、売買を希望する電気を掲示し、本取引所が入札の仲介を行う<u>第2章第7節</u>に定める取引 第4条～第5条 (略)	第1章 総則 第1条～第2条 (略) (市場) 第3条 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u> <u>(3) 時間前取引</u> (略) <u>(4) 間接送電権取引</u> 第1号のスポット取引の結果生じる値差の清算を受けるための対価として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される<u>第2章第5節</u>に定める取引 <u>(5) 掲示板取引</u> 売買希望者が、売買を希望する電気を掲示し、本取引所が入札の仲介を行う<u>第2章第5節</u>に定める取引 第4条～第5条 (略)	(新設) (変更) (変更) (変更)
第2章 売買取引	第2章 売買取引	

第1節（略） 第2節 スポット取引 第1款 スポット取引 第1目（略） 第2目 約定の処理 第18条（略） （市場間約定代金差額） 第19条 市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差から第24条の2の経過措置給付金を控除し、<u>第89条</u>の間接送電権の売買代金のうち交付分を控除、徴収分を加算した値を市場間約定代金差額という。 第20条（略） 第3目 決済 （スポット取引の決済） 第21条 第1項～第2項（略） 第3項 <u>取引会員等のスポット取引に基づく債権または債務の行使、もしくは取得、または当該債務の履行、もしくは引き受けを当該取引会員等が行えないときや、その他スポット取引を円滑にするために必要があるとき、本取引所は取</u>	第1節（略） 第2節 スポット取引 第1款 スポット取引 第1目（略） 第2目 約定の処理 第18条（略） （市場間約定代金差額） 第19条 市場分断処理を行った結果、分断後のそれぞれのエリアにおける約定価格の差によって生じた、買い約定量と約定価格の積の合計と売り約定量と約定価格の積の合計の差から第24条の2の経過措置給付金を控除し、<u>第73条</u>の間接送電権の売買代金のうち交付分を控除、徴収分を加算した値を市場間約定代金差額という。 第20条（略） 第3目 決済 （スポット取引の決済） 第21条 第1項～第2項（略） 第3項 <u>本取引所は、前項の規定にかかわらず、スポット取引を円滑にするために必要があるときは、</u>取引会員等に代って当該取引会員等のスポット取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、	（変更） （変更）
--	--	-------------------------

引会員等に代って当該取引会員等のスポット取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。 第22条～第24条の2（略） 第4目～第5目（略） 第3節 先渡取引 第1款（略） 第2款 先渡取引 第1目～第4目（略） 第5目 決済 （決済） 第42条 第1項～第2項 （略） 第3項 <u>取引会員等の先渡取引に基づく債権または債務の行使、もしくは取得、または当該債務の履行、もしくは引き受けを当該取引会員等が行えないときや、その他先渡取引を円滑にするために必要があるとき、本取引所は</u>取引会員等に代って当該取引会員等の先渡取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。 第43条～第44条（略）	または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。 第22条～第24条の2（略） 第4目～第5目（略） 第3節 先渡取引 第1款（略） 第2款 先渡取引 第1目～第4目（略） 第5目 決済 （決済） 第42条 第1項～第2項 （略） 第3項 <u>本取引所は、本目の規定にかかわらず、先渡取引を円滑にするために必要があるときは、</u>取引会員等に代って当該取引会員等の先渡取引に基づく債権または債務について、当該債権を行使する、もしくは取得する、または当該債務を履行する、もしくは引き受けることができる。 第43条～第44条（略）	（変更）
---	---	-------------

第6目（略） <u>第4節 ベースロード取引</u> 第1款 <u>定義</u> <u>（ベースロード取引の実施方法）</u> <u>第46条</u> <u>「ベースロード市場ガイドライン」に基づき、本取引所が仲介を行うベースロード取引では、取引会員等が本取引所の定めるところにより1年間（4月から翌年3月まで）を通じて受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡期間における電気の受け渡しおよび代金の授受等が行われなければならない。</u> <u>第2項</u> <u>ベースロード取引は、本取引所が任意に定めた取引会員等間に成立するものとする。ただし、ベースロード取引の当事者となる取引会員等に対して、相手方当事者は匿名とされ、ベースロード取引の対象となる電気の受け渡し、対価の授受およびその他取引の実施に関する事項については本取引所が当該ベースロード取引の当事者間の仲介を行う。</u> 第2款 <u>ベースロード取引</u> 第1目 <u>市場</u> <u>（取引の準備）</u> <u>第47条</u> <u>ベースロード取引で買い取引を行おうとする取引会員等は、入札前に本取引所が購入可能量を算定するにあたって必要な情報を、本取引所に届け出なければならない。</u> <u>第2項</u>	第6目（略） <u>（新設）</u>	（新設）
--	----------------------------------	-------------

<u>小売電気事業者登録後1年間を経過していない取引会員等は、受渡年度の前年度2月末までに、その計画の見通しについて本取引所に届け出なければならない。</u> <u>第3項</u> <u>本取引所は、前二項の届出に関し、取引会員等に対し算定根拠資料の提出および説明を求めることができる。</u> <u>第4項</u> <u>取引会員等は、前項の規定に基づく資料の提出および説明を、正当な理由なく拒否してはならない。</u> <u>(商品)</u> <u>第48条</u> <u>ベースロード取引の商品は、受け渡しの期間および清算対象とする価格により設定される。</u> <u>第2項</u> <u>前項の受け渡しの期間は、1年間(4月から翌年3月まで)とする。</u> <u>第3項</u> <u>第1項の清算対象とする価格は、第2節スポット取引のエリアの価格より設定する。また、当該清算対象とする価格の商品の市場範囲をスポット取引のエリアより設定する。</u> <u>第4項</u> <u>取引する商品は、取引実施日の属する年度の6月末までに取引会員等に通知する。</u> <u>(実施日)</u> <u>第49条</u> <u>ベースロード取引は、商品毎に、原則としてその商品の最初の受渡日が属</u>		
--	--	--

する年の前年7月, 9月, 11月の10日以降の営業日に実施する。

第2項

本取引所は, 必要があると認められるときは, 前項の規定にかかわらず, ベースロード取引の実施日を変更する場合がある。この場合, 本取引所は予め変更の内容を取引会員等に通知する。

第2目 入札の方法

(取引単位)

第50条

ベースロード取引の呼値, 呼値の単位, 取引単位および受渡単位は, 次のとおりとする。

呼値:1 キロワット時あたり

呼値の単位:0.01 円

取引単位:100 キロワット

受渡単位:30 分単位で 50 キロワット時

(入札受付時間)

第51条

ベースロード取引の取引実施日における入札の締め切り時刻は, 午後2時とする。

第2項

ベースロード取引における入札は, 取引実施日の10日前に該当する日より可能とし, 入札受付時間は取引実施日以前の日は午前8時から午後5時まで, 取引実施日は午前8時から午後2時までとする。

第3項

入札内容は, 前二項に定める受付時間内であれば随時, 取消または変更

を可能とする。

第4項

本取引所は、やむを得ないと認める場合、第1項および第2項の入札受付時間を延長することができる。この場合、本取引所は速やかに変更後の入札受付時間を取引会員等に通知する。

(入札方法等)

第52条

入札は、前条に定める入札受付時間内に、取引システムに商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入力することにより行うものとする。

第2項

取引会員等は、約定の前後を問わず、他の取引会員等の入札内容を見ることはできない。

第3項

買い入札は、第47条の届出に基づき、本取引所が算定した購入可能量以下でなければならない。

第4項

本取引所は、公正な価格形成または取引の決済を妨げるまたは妨げるおそれがあると認めたときは、当該取引を行った取引会員等に対し、取引を制限することがある。

第3目 約定の処理

(約定)

第53条

本取引所におけるベースロード取引の約定処理は、売買入札量を商品毎

にそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「供給曲線」という。)と「買い入札」の量-価格線(以下「需要曲線」という。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とするシングルブライソークションによる。

第2項

前項の処理の結果、約定価格が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定価格は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、価格の最も安い点の示す価格とする。

第3項

第1項の処理の結果、約定量が一意に決定できない場合(需要曲線と供給曲線が複数点で交わる場合)における約定量は、供給曲線と需要曲線の交点のうち、量の最も多い点の示す量とする。

(約定の通知)

第54条

本取引所は、ベースロード取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等に通知するものとする。

第2項

前項に基づき通知する内容は商品毎の約定量および約定価格とする。

第3項

第1項の通知をもって、取引が成立したものとする。

第4項

取引会員等は、第1項で通知された自らの買い約定量について、事業者毎の内訳を作成し、本取引所に届け出なければならない。

第4目 売買の整理

(売買の整理)

第55条

本取引所は、取引実施日毎に、取引会員等毎の売買量、売買代金および
売買手数料を確認のうえ、当該取引会員等毎に通知する。

(買い量のキャンセル)

第56条

買い量を保持している取引会員等のうち、小売電気事業者登録後1年間を
経過していないものの買い量に限り、毎年2月末を期日に翌年度受渡分の
商品の買い量の減少を本取引所に申し出ることが出来る。

第2項

本取引所は、前項の申し出を確認し、当該取引会員等の買い量を減少させ
る。

第3項

前項の減少により、買い量の減少量と同量を、当該商品の売り手から当該
商品約定量に応じて売り量の減少を行う。

第4項

前二項の減少処理を行った後、減少の対象となる取引会員等に速やかに
通知する。

第5項

本取引所は、第2項および第3項の減少処理を行った場合において手数料
の返金はしない。

(受け渡し)

第57条

ベースロード取引で取引される各商品の取引終了後、各取引会員等がエリ
ア毎に保持している当該商品の売買量は、本取引所スポット取引を通じて

受け渡しを行う。

第2項

前項において、各取引会員等の保持している売買量が売りの方が多い場合、本取引所スポット取引において、当該商品の受渡期間の各日および各受渡時間を通じて 30 分単位に、エリア別に、当該売買量のうち買いの量を上回る売りの量の売り入札を行う。

第3項

第1項において、各取引会員等の保持している売買量が買いの方が多い場合、本取引所スポット取引において、当該商品の受渡期間の各日および各受渡時間を通じて 30 分単位に、エリア別に、当該売買量のうち売りの量を上回る買いの量の買い入札を行う。

第4項

前二項の入札は、本取引所が当該商品の受渡期間内の日毎に当該日を受け渡しの対象とするスポット取引の実施日の1営業日前に、当該取引会員等に代わり実施する。本取引所は、この代行入札に際し、当該取引会員等の保持する売買量を確認のうえ、当該取引会員等に通知する。

第5項

前項に従い本取引所が代行する入札価格は、基本的にスポット取引における他の入札より優先して約定する価格とする。ただし、他に優先すべき入札がある場合は、その限りではない。

第6項

第2項または第3項の入札により約定した後は、第2節で定めるスポット取引に入札し、約定した電気と同様に、第2節第1款第3目の決済、第4目の受け渡しおよび第5目の情報の開示で定める事項に従うものとする。

第7項

スポット取引を利用して受け渡しを行った量に関するスポット取引の売買代金および売買手数料は、第2節第1款第3目の決済で定められるとおり、対

象となる取引会員等に交付または対象となる取引会員等より徴収される。

第8項

本取引所は、第59条の売買代金の決済時に、スポット取引を通じた受け渡しにかかる費用を清算する。この清算にあたり、前項のスポット取引の売買代金に相当する金額は、各時間帯単位で各取引会員等の保持する売買量のうち、売りの量が買いの量を上回る場合は、当該商品の清算対象価格に、買いの量を上回る売りの量を乗じた金額を対象となる取引会員等より徴収することにより調整する。買いの量が売りの量を上回る場合は、当該商品の清算対象価格に、売りの量を上回る買いの量を乗じた金額を対象となる取引会員等に交付することにより調整する。

第9項

ベースロード取引で取引される各商品の取引終了後、受け渡しが完了するまでの間に、取引会員等が代表しているbalancingグループの小売事業者の構成に変更が生じることにより、当該取引会員等の各商品の売買量が増減する場合、当該取引会員等は保持している売買量の変更を本取引所に届け出なければならない。本取引所は、変更を確認後、すみやかに当該取引会員等の保持する売買量の変更を行う。

第5目 決済

(決済)

第58条

本取引所のベースロード取引では、売買代金および売買手数料を決済対象とする。

第2項

前項の売買代金および売買手数料の決済は、本目の規定に従い本取引所を経由したうえで、ベースロード取引の約定の単位毎に締めて、これを行う。

第3項

取引会員等のベースロード取引に基づく債権または債務の行使,もしくは取得,または当該債務の履行,もしくは引き受けを当該取引会員等が行えないときや,その他ベースロード取引を円滑にするために必要があるとき,本取引所は取引会員等に代って当該取引会員等のベースロード取引に基づく債権または債務について,当該債権を行使する,もしくは取得する,または当該債務を履行する,もしくは引き受けることができる。

(売買代金の決済)

第59条

ベースロード取引の売買代金の決済は,商品毎かつ受渡日毎に行う。

第2項

商品毎の売買代金を当該商品の受渡日数で除した金額を,受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日と同日に決済する。

第3項

前項で商品毎に計算した決済金額は,決済日毎に集約し,第57条第8項に従い計算された額と合算する。

第4項

本取引所は,前項に従い算出された額を課税標準として,消費税相当額を賦課する。税率は受渡日のものとする。

(売買手数料の決済)

第60条

本取引所は,ベースロード取引について別途細則で定める手数料を徴収する。

第2項

ベースロード取引の売買手数料および消費税相当額は,取引実施日毎に

<u>取引実施日の3金融機関営業日後の日に決済する。</u> <u>第6目 情報の開示</u> <u>(市況の公表)</u> <u>第61条</u> <u>本取引所は、取引実施日毎および商品毎の約定価格および量を公表する。</u> <u>第2項</u> <u>前項に定めのない事項の公表は、本取引所の定める細則によるものとする。</u> <u>第5節 時間前取引</u> 第1款 定義 (時間前取引の実施方法) <u>第62条</u> 本取引所が仲介を行う時間前取引では、取引の当事者が本取引所の定めるところにより、数時間後以降のある 30 分間に受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡時間における電気の受け渡し、および対価の授受が行われなければならない。 (取引の期間) <u>第63条</u> 受け渡しの 30 分間を1商品と呼び、商品毎の取引の期間は、その商品の属する日の前日の午後5時を開始時刻とし、受渡の時間帯の1時間前の時刻を終了時刻とする。	<u>第4節 時間前取引</u> 第1款 定義 (時間前取引の実施方法) <u>第46条</u> 本取引所が仲介を行う時間前取引では、取引の当事者が本取引所の定めるところにより、数時間後以降のある 30 分間に受け渡す電気の売買を行い、本取引所の定める方法により、当該受渡時間における電気の受け渡し、および対価の授受が行われなければならない。 (取引の期間) <u>第47条</u> 受け渡しの 30 分間を1商品と呼び、商品毎の取引の期間は、その商品の属する日の前日の午後5時を開始時刻とし、受渡の時間帯の1時間前の時刻を終了時刻とする。	(変更) (変更) (変更)
--	--	-------------------------------------

第2項 (略) 第2款 時間前取引 第1目 市場 (立会時) <u>第64条</u> 時間前取引における本取引所が行う売り入札と買い入札の合致処理(以下「立会」という。)は, 毎営業日に行う。 第2項～第3項 (略) 第2目 入札の方法 (入札可能時間および取消可能時間) <u>第65条</u> 取引会員等は, 前条の立会時間内で入札または入札の取消を行うことができる。 (取引単位) <u>第66条</u> 時間前取引の呼値, 呼値の単位, 取引単位および受渡単位は, 次のとおりとする。 呼値:1 キロワット時 呼値の単位:0.01 円 取引単位:50 キロワット時 受渡単位:50 キロワット時	第2項 (略) 第2款 時間前取引 第1目 市場 (立会時) <u>第48条</u> 時間前取引における本取引所が行う売り入札と買い入札の合致処理(以下「立会」という。)は, 毎営業日に行う。 第2項～第3項 (略) 第2目 入札の方法 (入札可能時間および取消可能時間) <u>第49条</u> 取引会員等は, 前条の立会時間内で入札または入札の取消を行うことができる。 (取引単位) <u>第50条</u> 時間前取引の呼値, 呼値の単位, 取引単位および受渡単位は, 次のとおりとする。 呼値:1 キロワット時 呼値の単位:0.01 円 取引単位:50 キロワット時 受渡単位:50 キロワット時	(変更) (変更) (変更)
--	--	-------------------------------------

(入札方法等) <u>第67条</u> 取引会員等は、時間前取引において、商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入札する。 第2項 (略) 第3目 約定の成立 (取引の約定方法) <u>第68条</u> 時間前取引は、商品毎にザラバ方式により約定する。 第2項～第5項 (略) (約定の通知) <u>第69条</u> 本取引所は、時間前取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等へに通知するものとする。 第2項 (略) 第4目 決済 (時間前取引の決済) <u>第70条</u> 本取引所の時間前取引では、売り代金(売り約定量と約定価格の積)、買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。 第2項～第3項 (略)	(入札方法等) <u>第51条</u> 取引会員等は、時間前取引において、商品毎に希望する売値または買値、量および受け渡しを行うエリアを指定して入札する。 第2項 (略) 第3目 約定の成立 (取引の約定方法) <u>第52条</u> 時間前取引は、商品毎にザラバ方式により約定する。 第2項～第5項 (略) (約定の通知) <u>第53条</u> 本取引所は、時間前取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等へに通知するものとする。 第2項 (略) 第4目 決済 (時間前取引の決済) <u>第54条</u> 本取引所の時間前取引では、売り代金(売り約定量と約定価格の積)、買い代金(買い約定量と約定価格の積)および売買手数料を決済対象とする。 第2項～第3項 (略)	(変更) (変更) (変更) (変更)
--	--	---

第4項 取引会員等の時間前取引に基づく債権または債務の行使,もしくは取得,または当該債務の履行,もしくは引き受けを当該取引会員等が行えないときや,その他時間前取引を円滑にするために必要があるとき,本取引所は当該取引会員等に代って当該取引会員等の時間前取引に基づく債権または債務について,当該債権を行使する,もしくは取得する,または当該債務を履行する,もしくは引き受けすることができる。 (決済の時期) <u>第71条</u> 時間前取引の決済日は,前条に規定する通知を行った日から起算して2金融機関営業日後に該当する日とする。 (消費税相当額) <u>第72条</u> 本取引所は,売買代金に賦課される消費税相当額につき,売買代金とあわせて買い手から徴収し,売り手に交付する。 第2項 (略) (売買手数料) <u>第73条</u> 本取引所は,代金の徴収および交付にあわせて,売り手および買い手の双方から別途細則で定める売買手数料を徴収する。 第2項～第3項 (略) 第5目 受け渡し	第4項 本取引所は,前項の規定にかかわらず,時間前取引を円滑にするために必要があるときは,当該取引会員等に代って当該取引会員等の時間前取引に基づく債権または債務について,当該債権を行使する,もしくは取得する,または当該債務を履行する,もしくは引き受けすることができる。 (決済の時期) <u>第55条</u> 時間前取引の決済日は,前条に規定する通知を行った日から起算して2金融機関営業日後に該当する日とする。 (消費税相当額) <u>第56条</u> 本取引所は,売買代金に賦課される消費税相当額につき,売買代金とあわせて買い手から徴収し,売り手に交付する。 第2項 (略) (売買手数料) <u>第57条</u> 本取引所は,代金の徴収および交付にあわせて,売り手および買い手の双方から別途細則で定める売買手数料を徴収する。 第2項～第3項 (略) 第5目 受け渡し	(変更) (変更) (変更) (変更)
---	---	---

(受け渡しの原則) <u>第74条</u> 時間前取引で約定した電気の受け渡しは、第8条第2項に規定する事項を遵守し、電力ネットワークを通じて行う、または行わせるものとする。 (受渡日時) <u>第75条</u> 時間前取引によって売買の成立した商品の受渡日時は、本取引所が当該商品に定める受渡日および受渡時間とする。 (受渡場所) <u>第76条</u> 売り手は、第9条で登録を行った売ったエリアの契約等に基づく販売計画の値に広域機関の定める方法で約定量を全量登録することにより、その約定量の全量を買手手に受け渡すもの、または受け渡させるものとみなす。 第2項 (略) 第6目 情報の開示 (通知する情報) <u>第77条</u> 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める時間前取引に関する情報を取引会員等に通知する。 (1) (略) 第2項 (略) <u>第6節</u> 間接送電権取引	(受け渡しの原則) <u>第58条</u> 時間前取引で約定した電気の受け渡しは、第8条第2項に規定する事項を遵守し、電力ネットワークを通じて行う、または行わせるものとする。 (受渡日時) <u>第59条</u> 時間前取引によって売買の成立した商品の受渡日時は、本取引所が当該商品に定める受渡日および受渡時間とする。 (受渡場所) <u>第60条</u> 売り手は、第9条で登録を行った売ったエリアの契約等に基づく販売計画の値に広域機関の定める方法で約定量を全量登録することにより、その約定量の全量を買手手に受け渡すもの、または受け渡させるものとみなす。 第2項 (略) 第6目 情報の開示 (通知する情報) <u>第61条</u> 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定める時間前取引に関する情報を取引会員等に通知する。 (1) (略) 第2項 (略) <u>第5節</u> 間接送電権取引	(変更) (変更) (変更) (変更) (変更)
---	---	---

第1款 定義 (間接送電権取引の実施方法) <u>第78条</u> 現物電気と一体である間接送電権(第2節で定めるスポット取引における、あるエリア間の約定価格の差額を得るまたは支払うための対価)を取引の対象物として、シングルプライスオークション方式で本取引所と取引会員等の間で売買を成立される取引である。 第2款 間接送電権取引 第1目 市場 (商品) <u>第79条</u> 間接送電権取引の商品は、期間およびスポット取引におけるエリア間の約定価格の差をとるエリアの組合せと方向により設定する。 第2項～第4項 (略) (実施日) <u>第80条</u> 間接送電権取引は、商品毎に、原則としてその商品の期間の最後の日が属する月の前々月の20日以降の<u>最初の</u>平日の翌々平日に実施する。 第2項 (略) (取引単位) <u>第81条</u> 間接送電権取引の呼値、呼値の単位、取引単位は、次のとおりとする。	第1款 定義 (間接送電権取引の実施方法) <u>第62条</u> 現物電気と一体である間接送電権(第2節で定めるスポット取引における、あるエリア間の約定価格の差額を得るまたは支払うための対価)を取引の対象物として、シングルプライスオークション方式で本取引所と取引会員等の間で売買を成立される取引である。 第2款 間接送電権取引 第1目 市場 (商品) <u>第63条</u> 間接送電権取引の商品は、期間およびスポット取引におけるエリア間の約定価格の差をとるエリアの組合せと方向により設定する。 第2項～第4項 (略) (実施日) <u>第64条</u> 間接送電権取引は、商品毎に、原則としてその商品の期間の最後の日が属する月の前々月の20日以降の平日の翌々平日に実施する。 第2項 (略) (取引単位) <u>第65条</u> 間接送電権取引の呼値、呼値の単位、取引単位は、次のとおりとする。	(変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更)
--	--	---

(略) (入札受付時間) <u>第82条</u> 間接送電権取引の取引実施日における入札の締め切り時刻は、次のとおりとする。 (略) 第2項～第5項 (略) (入札方法等) <u>第83条</u> 入札は、前条に定める入札受付時間内に、取引システムに商品毎に希望する買値および量を入力することにより行うものとする。 第2項～第3項 (略) 第2目 約定の処理 (約定) <u>第84条</u> 本取引所における間接送電権取引の約定処理は、売買入札量を商品毎にそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「売り曲線」という。)と「買い入札」の量-価格線(以下「買い曲線」という。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とするシングルプライスオークションによる。 第2項～第3項 (略) (約定の通知) <u>第85条</u>	(略) (入札受付時間) <u>第66条</u> 間接送電権取引の取引実施日における入札の締め切り時刻は、次のとおりとする。 (略) 第2項～第5項 (略) (入札方法等) <u>第67条</u> 入札は、前条に定める入札受付時間内に、取引システムに商品毎に希望する買値および量を入力することにより行うものとする。 第2項～第3項 (略) 第2目 約定の処理 (約定) <u>第68条</u> 本取引所における間接送電権取引の約定処理は、売買入札量を商品毎にそれぞれ入札価格別に積算し、「売り入札」の量-価格線(以下「売り曲線」という。)と「買い入札」の量-価格線(以下「買い曲線」という。)を作成し、それらの交点の価格を約定価格、量を約定量とするシングルプライスオークションによる。 第2項～第3項 (略) (約定の通知) <u>第69条</u>	(変更) (変更) (変更)
---	---	-------------------------------------

本取引所は、間接送電権取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等に通知するものとする。 第2項～第3項（略） 第3目 売買の整理 （売買の整理） <u>第86条</u> 本取引所は、取引実施日毎に、取引会員等毎の売買量、売買代金および売買手数料を確認のうえ、当該取引会員等毎に通知する。 （買い量の減少） <u>第87条</u> 本取引所は、当該日の前日に広域機関より連係される連系線の運用容量、マージン、経過措置計画量等の情報により、発行済み間接送電権量を減少する必要性を確認し、減少する必要がある場合は、当該連系線に係る間接送電権を保持する取引会員等の保持する量に応じて、取引単位量を単位に減少させる。 第2項（略） 第4目 決済 （決済） <u>第88条</u> 本取引所の間接送電権取引では、売買代金および売買手数料を決済対象とする。 第2項（略） 第3項	本取引所は、間接送電権取引の約定結果を、速やかに当該取引会員等に通知するものとする。 第2項～第3項（略） 第3目 売買の整理 （売買の整理） <u>第70条</u> 本取引所は、取引実施日毎に、取引会員等毎の売買量、売買代金および売買手数料を確認のうえ、当該取引会員等毎に通知する。 （買い量の減少） <u>第71条</u> 本取引所は、当該日の前日に広域機関より連係される連系線の運用容量、マージン、経過措置計画量等の情報により、発行済み間接送電権量を減少する必要性を確認し、減少する必要がある場合は、当該連系線に係る間接送電権を保持する取引会員等の保持する量に応じて、取引単位量を単位に減少させる。 第2項（略） 第4目 決済 （決済） <u>第72条</u> 本取引所の間接送電権取引では、売買代金および売買手数料を決済対象とする。 第2項（略） 第3項	（変更） （変更） （変更） （変更）
---	---	---

取引会員等の間接送電権取引に基づく債権または債務の行使,もしくは取得,または当該債務の履行,もしくは引き受けを当該取引会員等が行えないときや,その他間接送電権取引を円滑にするために必要があるとき,本取引所は当該取引会員等に代って当該取引会員等の間接送電権取引に基づく債権または債務について,当該債権を行使する,もしくは取得する,または当該債務を履行する,もしくは引き受けすることができる。 (売買代金の決済) <u>第89条</u> 間接送電権取引の売買代金の決済は,商品毎にその期間の日毎に,当該日のスポット取引の決済日と同日に行う。 第2項～第3項 (略) (売買手数料の決済) <u>第90条</u> 本取引所は,間接送電権取引について別途細則で定める手数料を徴収する。 第2項 (略) 第5目 情報の開示 (市況の公表) <u>第91条</u> 本取引所は,次の各号に定める情報を公表する。 (1) (略) 第2項 (略) <u>第7節</u> 掲示板取引	本取引所は,本目の規定にかかわらず,間接送電権取引を円滑にするために必要があるときは,取引会員等に代って当該取引会員等の間接送電権取引に基づく債権または債務について,当該債権を行使する,もしくは取得する,または当該債務を履行する,もしくは引き受けすることができる。 (売買代金の決済) <u>第73条</u> 間接送電権取引の売買代金の決済は,商品毎にその期間の日毎に,当該日のスポット取引の決済日と同日に行う。 第2項～第3項 (略) (売買手数料の決済) <u>第74条</u> 本取引所は,間接送電権取引について別途細則で定める手数料を徴収する。 第2項 (略) 第5目 情報の開示 (市況の公表) <u>第75条</u> 本取引所は,次の各号に定める情報を公表する。 (1) (略) 第2項 (略) <u>第6節</u> 掲示板取引	(変更) (変更) (変更) (変更)
--	--	---

第1款 定義 (掲示板取引の実施方法) <u>第92条</u> 本取引所が仲介を行う掲示板取引では、取引会員等が本取引所の定めるところにより<u>第3条第6号</u>に基づく電力等の売買を行う。 (取引の種類) <u>第93条</u> 掲示板取引の種類は、次の各号のとおりとする。 (1) (略) (取引実施日・時間) <u>第94条</u> 掲示板取引は、本取引所の営業日の午前 10 時から午後4時までの間に実施する。 第2項 (略) 第2款 電力取引 (電力取引の実施方法) <u>第95条</u> 本取引所が仲介を行う掲示板取引の電力取引では、<u>第96条</u>で定める電力の売買を行い、本取引所は約定の処理までを行う。約定後は、当該取引の当事者間で約定時に決定した条件をもとに売買契約を締結し、この売買契約に基づき電力の受け渡しおよび代金の授受等が行われる。 (取引対象の電気の区分)	第1款 定義 (掲示板取引の実施方法) <u>第76条</u> 本取引所が仲介を行う掲示板取引では、取引会員等が本取引所の定めるところにより<u>第3条第4号</u>に基づく電力等の売買を行う。 (取引の種類) <u>第77条</u> 掲示板取引の種類は、次の各号のとおりとする。 (1) (略) (取引実施日・時間) <u>第78条</u> 掲示板取引は、本取引所の営業日の午前 10 時から午後4時までの間に実施する。 第2項 (略) 第2款 電力取引 (電力取引の実施方法) <u>第79条</u> 本取引所が仲介を行う掲示板取引の電力取引では、<u>第80条</u>で定める電力の売買を行い、本取引所は約定の処理までを行う。約定後は、当該取引の当事者間で約定時に決定した条件をもとに売買契約を締結し、この売買契約に基づき電力の受け渡しおよび代金の授受等が行われる。 (取引対象の電気の区分)	(変更) (変更) (変更) (変更) (変更)
--	--	---

<u>第96条</u> 取引で対象とする電気は、次の各号のとおり区分する。 (1)～(5) (略) 第2項～第3項 (略) (取引参加の例外) <u>第97条</u> 掲示板取引の電力取引の売りの掲示に限り取引会員等以外も参加できる。参加を希望する者は本規程および本取引所が定める規程を遵守する旨の誓約書を提出し本取引所が承認した者とする。 (取引単位) <u>第98条</u> 本取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。 (略) (入札の方法) <u>第99条</u> 売買を希望する者は、本取引所の定める様式に必要事項を記載のうえ、本取引所の定める方法で本取引所に掲示を依頼する(以下、本款において、当該掲示を依頼するものを「掲示依頼者」という。) 第2項～第4項 (略) (取引の調整) <u>第100条</u> 前条で掲示された条件にて売買を希望する者は、本取引所に仮約定に向	<u>第80条</u> 取引で対象とする電気は、次の各号のとおり区分する。 (1)～(5) (略) 第2項～第3項 (略) (取引参加の例外) <u>第81条</u> 掲示板取引の電力取引の売りの掲示に限り取引会員等以外も参加できる。参加を希望する者は本規程および本取引所が定める規程を遵守する旨の誓約書を提出し本取引所が承認した者とする。 (取引単位) <u>第82条</u> 本取引の呼値、呼値の単位、取引単位および受渡単位は、次のとおりとする。 (略) (入札の方法) <u>第83条</u> 売買を希望する者は、本取引所の定める様式に必要事項を記載のうえ、本取引所の定める方法で本取引所に掲示を依頼する(以下、本款において、当該掲示を依頼するものを「掲示依頼者」という。) 第2項～第4項 (略) (取引の調整) <u>第84条</u> 前条で掲示された条件にて売買を希望する者は、本取引所に仮約定に向	(変更) (変更) (変更) (変更)
--	---	---

けた処理を依頼することができる。(以下、本款において、仮約定に向けた処理を依頼する者を「売買希望者」という。)また、売買希望者は、必要な場合、本取引所に取引のさらなる詳細条件について本取引所が定める方法で確認することができる。 第2項～第4項 (略) (取引の約定) <u>第101条</u> 本取引所は、揭示依頼者が依頼した揭示の揭示期間最終日において、当該取引について揭示依頼者、売買希望者双方の売買契約締結の意思表示が合致していた場合、その売買希望者(以下、「仮約定候補者」という。)との取引を仮約定させる。なお、仮約定候補者が複数ある場合は、本取引所は、揭示依頼者に仮約定候補者の希望する取引の詳細条件を開示し、揭示依頼者は、仮約定候補者の中から一社を選定することとする。揭示依頼者が選定した仮約定候補者を本取引所に通知した時点をもって仮約定とする。 第2項～第6項 (略) (売買契約の締結) <u>第102条</u> 前条の本約定後、本約定した当事者は、約定確認票に従い速やかに売買契約を締結する。 第2項 (略) (受け渡しおよび清算) <u>第103条</u> 前条により売買契約を締結した者は、締結した売買契約に従って商品の受	けた処理を依頼することができる。(以下、本款において、仮約定に向けた処理を依頼する者を「売買希望者」という。)また、売買希望者は、必要な場合、本取引所に取引のさらなる詳細条件について本取引所が定める方法で確認することができる。 第2項～第4項 (略) (取引の約定) <u>第85条</u> 本取引所は、揭示依頼者が依頼した揭示の揭示期間最終日において、当該取引について揭示依頼者、売買希望者双方の売買契約締結の意思表示が合致していた場合、その売買希望者(以下、「仮約定候補者」という。)との取引を仮約定させる。なお、仮約定候補者が複数ある場合は、本取引所は、揭示依頼者に仮約定候補者の希望する取引の詳細条件を開示し、揭示依頼者は、仮約定候補者の中から一社を選定することとする。揭示依頼者が選定した仮約定候補者を本取引所に通知した時点をもって仮約定とする。 第2項～第6項 (略) (売買契約の締結) <u>第86条</u> 前条の本約定後、本約定した当事者は、約定確認票に従い速やかに売買契約を締結する。 第2項 (略) (受け渡しおよび清算) <u>第87条</u> 前条により売買契約を締結した者は、締結した売買契約に従って商品の受	(変更) (変更) (変更)
---	--	-------------------------------------

け渡しおよび清算等の処理を行う。 第2項（略） （売買手数料の徴収） <u>第104条</u> 本取引所は、掲示板取引の電力取引について別途細則で定める手数料を徴収する。 第2項（略） （約定不調の調査） <u>第105条</u> 本取引所は、<u>第101条第4項</u>において通知された取消の理由および<u>第102条第2項</u>において通知された売買契約不調の理由について、調査を実施することができる。 第2項～第3項（略）	け渡しおよび清算等の処理を行う。 第2項（略） （売買手数料の徴収） <u>第88条</u> 本取引所は、掲示板取引の電力取引について別途細則で定める手数料を徴収する。 第2項（略） （約定不調の調査） <u>第89条</u> 本取引所は、<u>第85条第4項</u>において通知された取消の理由および<u>第86条第2項</u>において通知された売買契約不調の理由について、調査を実施することができる。 第2項～第3項（略）	（変更） （変更）
第3章 金員の移動 （決済対象） <u>第106条</u> 本取引所は、次の各号の請求額または支払額をその期日毎に合算し、合算の額を本取引所が支払う場合は、取引会員等の指定する金融機関口座への口座振込により支払う。合算の額を本取引所が徴収する場合は、本取引所の指定する金融機関の取引会員等の口座から口座振替（口座引落）により徴収する。 (1) 第21条に規定するスポット取引の売買代金および第23条に規定する消費税相当額	第3章 金員の移動 （決済対象） <u>第90条</u> 本取引所は、次の各号の請求額または支払額をその期日毎に合算し、合算の額を本取引所が支払う場合は、取引会員等の指定する金融機関口座への口座振込により支払う。合算の額を本取引所が徴収する場合は、本取引所の指定する金融機関の取引会員等の口座から口座振替（口座引落）により徴収する。 (1) 第21条に規定するスポット取引の売買代金および第23条に規定する消費税相当額	（変更）

(2) 第24条に規定するスポット取引の売買手数料 (3) 第24条の2に規定する経過措置給付金 (4) 第43条に規定する先渡取引の売買代金(第41条第9項の調整額を含む。) (5) 第44条に規定する先渡取引の売買手数料 <u>(6) 第59条に規定するベースロード取引の売買代金(第57条第8項の調整額を含む。)</u> <u>(7) 第60条に規定するベースロード取引の売買手数料</u> <u>(8) 第70条に規定する時間前取引の売買代金および第72条に規定する消費税相当額</u> <u>(9) 第73条に規定する時間前取引の売買手数料</u> <u>(10) 第89条に規定する間接送電権取引の売買代金</u> <u>(11) 第90条に規定する間接送電権取引の売買手数料</u> <u>(12) 第104条に規定する掲示板取引の売買手数料</u> <u>(13) 本取引所非化石価値取引規程に規定する売買代金, 消費税相当額および売買手数料</u> <u>(14) その他本取引所が徴収または交付する金員</u>	(2) 第24条に規定するスポット取引の売買手数料 (3) 第24条の2に規定する経過措置給付金 (4) 第43条に規定する先渡取引の売買代金(第41条第9項の調整額を含む。) (5) 第44条に規定する先渡取引の売買手数料 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(6) 第54条に規定する時間前取引の売買代金および第56条に規定する消費税相当額</u> <u>(7) 第57条に規定する時間前取引の売買手数料</u> <u>(8) 第73条に規定する間接送電権取引の売買代金</u> <u>(9) 第74条に規定する間接送電権取引の売買手数料</u> <u>(10) 第88条に規定する掲示板取引の売買手数料</u> <u>(11) 本取引所非化石価値取引規程に規定する売買代金, 消費税相当額および売買手数料</u> <u>(12) その他本取引所が徴収または交付する金員</u>	(新設) (新設) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更)
第4章 違約処理 (違約処理) <u>第107条</u> 本取引所は, 本規程に規定する事項に違反する者, および取引会員規程第4条および特別取引会員規程第4条により本取引所が認めた者を違約者とする。 第2項 本取引所は, 取引会員等が違約者となった場合は, <u>第108条</u>および<u>第109</u>	第4章 違約処理 (違約処理) <u>第91条</u> 本取引所は, 本規程に規定する事項に違反する者, および取引会員規程第4条および特別取引会員規程第4条により本取引所が認めた者を違約者とする。 第2項 本取引所は, 取引会員等が違約者となった場合は, <u>第92条</u>および<u>第93条</u>	(変更)

<u>条</u>の規定に基づき処理する。 (取引の停止) <u>第108条</u> 本取引所は、取引会員等が違約者となった場合、直ちにその旨を当該取引会員等に通告するとともに、当該取引会員等の本取引所におけるすべての取引を停止させる。ただし、本取引所が必要と認めた取引については、この限りでない。 (違約者の入札の扱い) <u>第109条</u> 取引会員等が約定処理開始前に違約者となった場合、当該取引会員等の入札情報は取り消される。ただし、取引会員等が約定処理開始後に違約者となった場合、約定処理中または約定処理済みの入札は有効とする。	の規定に基づき処理する。 (取引の停止) <u>第92条</u> 本取引所は、取引会員等が違約者となった場合、直ちにその旨を当該取引会員等に通告するとともに、当該取引会員等の本取引所におけるすべての取引を停止させる。ただし、本取引所が必要と認めた取引については、この限りでない。 (違約者の入札の扱い) <u>第93条</u> 取引会員等が約定処理開始前に違約者となった場合、当該取引会員等の入札情報は取り消される。ただし、取引会員等が約定処理開始後に違約者となった場合、約定処理中または約定処理済みの入札は有効とする。	(変更) (変更)
第5章 雑則 (市況の報告) <u>第110条</u> 本取引所の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、本取引所がこれを行うものとし、取引会員等はこれに類する行為を行うことができない。 (情報の著作権) <u>第111条</u> 本取引所が公表する情報の著作権は、本取引所に帰属するものとする。	第5章 雑則 (市況の報告) <u>第94条</u> 本取引所の市況を一般公衆または新聞通信社等に報告する必要がある場合、本取引所がこれを行うものとし、取引会員等はこれに類する行為を行うことができない。 (情報の著作権) <u>第95条</u> 本取引所が公表する情報の著作権は、本取引所に帰属するものとする。	(変更) (変更)

(取引情報の機密保持) <u>第112条</u> 次の各号に掲げる情報は、取引会員等間に限定し、取引会員等は、取引会員等外に開示または漏洩してはならない。 (1) (略) (2) 時間前取引における他取引会員等の入札状況および<u>第77条</u>に基づき通知する情報 (3) (略) 第2項～第5項 (略) (揭示事項) <u>第113条</u> 本取引所は、次の各号に掲げる事項を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。 (1)～(9) (略) 第2項～第3項 (略) (天災地変等の場合の特別措置) <u>第114条</u> 本取引所は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由により、取引会員等が本取引所の取引市場における取引の履行をすることが不可能または著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる特別の措置をとることができる。 (1)～(3) (略) 第2項 (略) (システム障害の特例措置)	(取引情報の機密保持) <u>第96条</u> 次の各号に掲げる情報は、取引会員等間に限定し、取引会員等は、取引会員等外に開示または漏洩してはならない。 (1) (略) (2) 時間前取引における他取引会員等の入札状況および<u>第61条</u>に基づき通知する情報 (3) (略) 第2項～第5項 (略) (揭示事項) <u>第97条</u> 本取引所は、次の各号に掲げる事項を本取引所が運営するインターネット上のウェブサイトに掲示する。 (1)～(9) (略) 第2項～第3項 (略) (天災地変等の場合の特別措置) <u>第98条</u> 本取引所は、天災地変、経済状況の激変、その他やむを得ない事由により、取引会員等が本取引所の取引市場における取引の履行をすることが不可能または著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる特別の措置をとることができる。 (1)～(3) (略) 第2項 (略) (システム障害の特例措置)	(変更) (変更) (変更) (変更)
---	--	---

<u>第115条</u> 本取引所は、利用するシステムの運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力を行うこととするが、次の各号に掲げる損害について、その責めを負わないものとする。 (1)～(5) (略) 第2項 (略) (本取引所の免責) <u>第116条</u> 本取引所は、本取引所の責めに帰すべき事由により、取引会員等および取引会員等の関係者に損害を与えた場合には、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、故意または重過失による場合は、この限りでない。 第2項 (略) (臨機の処置) <u>第117条</u> 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本取引所は、本規程の趣旨に準じてその処置を定める。 (改定) <u>第118条</u> 本規程は、法令の変更、広域機関が定める諸規則等の系統利用制度の変更、一般送配電事業者が定める諸規則の変更または本取引所が必要として認めた場合には、改定することができる。 第2項 (略)	<u>第99条</u> 本取引所は、利用するシステムの運用において、その時点における技術水準を前提とした最善の努力を行うこととするが、次の各号に掲げる損害について、その責めを負わないものとする。 (1)～(5) (略) 第2項 (略) (本取引所の免責) <u>第100条</u> 本取引所は、本取引所の責めに帰すべき事由により、取引会員等および取引会員等の関係者に損害を与えた場合には、直接損害に関してのみ、1億円を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、故意または重過失による場合は、この限りでない。 第2項 (略) (臨機の処置) <u>第101条</u> 本規程に定めのない事項で臨機の処置を必要とするときは、本取引所は、本規程の趣旨に準じてその処置を定める。 (改定) <u>第102条</u> 本規程は、法令の変更、広域機関が定める諸規則等の系統利用制度の変更、一般送配電事業者が定める諸規則の変更または本取引所が必要として認めた場合には、改定することができる。 第2項 (略)	(変更) (変更) (変更) (変更)
---	--	---

付則（略）		付則（略）		
制定	平成 17 年1月 31 日	制定	平成 17 年1月 31 日	(変更)
改定	平成 21 年3月6日	改定	平成 21 年3月6日	
	平成 21 年7月 10 日		平成 21 年7月 10 日	
	平成 21 年9月 11 日		平成 21 年9月 11 日	
	平成 22 年5月 13 日		平成 22 年5月 13 日	
	平成 24 年6月 13 日		平成 24 年6月 13 日	
	平成 25 年1月 16 日		平成 25 年1月 16 日	
	平成 25 年2月 21 日		平成 25 年2月 21 日	
	平成 25 年6月 20 日		平成 25 年6月 20 日	
	平成 27 年2月 19 日		平成 27 年2月 19 日	
	平成 28年2月 18 日(全面改定)		平成 28年2月 18 日(全面改定)	
	平成 28 年3月 17 日		平成 28 年3月 17 日	
	平成 29 年3月 28 日		平成 29 年3月 28 日	
	平成 30 年4月 19 日		平成 30 年4月 19 日	
	平成 30 年8月9日		平成 30 年8月9日	
	平成 30 年9月 14 日		平成 30 年9月 14 日	
	平成 31 年4月 10 日		平成 31 年4月 10 日	
	<u>令和元年5月〇日</u>			

一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程細則 新旧対照表

新	旧	備考
第1条～第2条（略）	第1条～第2条（略）	
第3条 取引規程第11条第3項に定める取引会員毎に本取引所が定める額は、次の各号の和とする。ただし、和が100万円を下回った場合は、100万円とする。 (1)取引規程第21条および<u>第70条</u>に定めるスポット取引および時間前取引の売買代金のうち、金員の授受が完了していないもので、売り代金を負、買い代金を正の数とする。 (2)（略） <u>(3) 取引規程第2章第4節に定めるベースロード取引の商品で、受け渡し</u> <u>が完了していない商品の買い代金に 0.03 を乗じた額</u>	第3条 取引規程第11条第3項に定める取引会員毎に本取引所が定める額は、次の各号の和とする。ただし、和が100万円を下回った場合は、100万円とする。 (1) 取引規程第21条および<u>第54条</u>に定めるスポット取引および時間前取引の売買代金のうち、金員の授受が完了していないもので、売り代金を負、買い代金を正の数とする。 (2)（略） <u>(新設)</u>	(変更) (新設)
第2項～第3項（略）	第2項～第3項（略）	
(手数料等)	(手数料等)	
第4条	第4条	
第1項～第2項（略）	第1項～第2項（略）	
第3項 <u>取引規程第73条</u>に規定する時間前取引における売買手数料は、約定した日が属する年度毎に定め、毎年度3月末までに翌年度の売買手数料を公開する。	第3項 <u>取引規程第57条</u>に規定する時間前取引における売買手数料は、約定した日が属する年度毎に定め、毎年度3月末までに翌年度の売買手数料を公開する。	(変更)
第4項 <u>取引規程第104条</u>に規定する掲示板取引の電力取引における揭示手数料は、以下のとおりとする。 約定した1揭示あたり 50,000 円(消費税相当額別)。ただし、取引会員	第4項 <u>取引規程第88条</u>に規定する掲示板取引の電力取引における揭示手数料は、以下のとおりとする。 約定した1揭示あたり 50,000 円(消費税相当額別)。ただし、取引会員	(変更)

以外の掲示の場合は無料とする。 第5項 取引規程第60条に規定するベースロード取引における売買手数料は、以下のとおりとする。 約定した入札1件あたり 10,000 円(消費税相当額別) <u>第6項</u> <u>取引規程第90条</u>に規定する間接送電権取引における売買手数料は、以下のとおりとする。 買い約定量1kWh あたり 0.01 円(消費税相当額別) 第5条 (略)	以外の掲示の場合は無料とする。 <u>(新設)</u> <u>第5項</u> <u>取引規程第74条</u>に規定する間接送電権取引における売買手数料は、以下のとおりとする。 買い約定量1kWh あたり 0.01 円(消費税相当額別) 第5条 (略)	(新設) (変更)
付則 (略)	付則 (略)	
制定 平成 17 年1月 31 日 改定 平成 21 年3月6日 平成 21 年4月 24 日 平成 21 年7月 10 日 平成 22 年 11 月 12 日 平成 24 年9月 12 日 平成 25 年5月 23 日 平成 25 年8月 22 日 平成 26 年3月 20 日 平成 26 年5月 22 日 平成 27 年2月 19 日 平成 28 年2月 18 日(全面改定) 平成 29 年3月 28 日 平成 30 年8月9日	制定 平成 17 年1月 31 日 改定 平成 21 年3月6日 平成 21 年4月 24 日 平成 21 年7月 10 日 平成 22 年 11 月 12 日 平成 24 年9月 12 日 平成 25 年5月 23 日 平成 25 年8月 22 日 平成 26 年3月 20 日 平成 26 年5月 22 日 平成 27 年2月 19 日 平成 28 年2月 18 日(全面改定) 平成 29 年3月 28 日 平成 30 年8月9日	

平成 31 年4月 10 日 <u>令和元年5月●日</u>	平成 31 年4月 10 日	(変更)
-----------------------------------	----------------	------

一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程 新旧対照表

新	旧	備考
第1条～第3条（略） （市場の種類） 第4条 本取引所に、電気の実物卸取引を行うための次の各号の市場を置く。 （1） スポット取引 翌日に受け渡される 30 分単位の電気を対象として、本規程第6条第2項にいうシングルプライスオークション方式（以下「シングルプライスオークション方式」という。）により一括して売買の合わせを行う取引 入札受付時間は、各営業日の<u>午前7時</u>から午後5時までとする。ただし、当該商品の取引実施日における入札締切時刻は午前10時とする。 （2）～（6）（略） <u>（7） ベースロード取引</u> <u>「ベースロード市場ガイドライン」（経済産業省）に基づき、1年間（4 月から翌年3月まで）を通じて受け渡す電気を対象として、シングルプライスオークション方式により一括して売買の合わせを行う取引</u> <u>取引は、7月、9月、11 月の3回実施する。</u> 第5条（略） （売買取引の方法） 第6条 第1項～第7項 第8項 ベースロード取引は、締切後一括して売買の合わせを行うシングルプライス	第1条～第3条（略） （市場の種類） 第4条 本取引所に、電気の実物卸取引を行うための次の各号の市場を置く。 （1） スポット取引 翌日に受け渡される 30 分単位の電気を対象として、本規程第6条第2項にいうシングルプライスオークション方式（以下「シングルプライスオークション方式」という。）により一括して売買の合わせを行う取引 入札受付時間は、各営業日の午前8時から午後5時までとする。ただし、当該商品の取引実施日における入札締切時刻は午前10時とする。 （2）～（6）（略） <u>（新設）</u> 第5条（略） （売買取引の方法） 第6条 第1項～第7項 <u>（新設）</u>	（新設） （新設）

オークション方式, かつ, 約定の前後を問わず他の会員の入札を見ることができないブラインド方式を採用する。 (売買取引の決済) 第7条 本取引所のスポット取引, 時間前取引, 先渡取引, <u>間接送電権取引およびベースロード取引</u>においては, 一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより, 本取引所が売買代金を決済する。掲示板取引においては, 売買代金の決済は当事者間で行うものとする。 第2項～第3項 (略) 第4項 売買代金の決済日は, 対象となる取引会員および特別取引会員の資金準備に要する期間および本取引所が負う決済リスクを考慮し, スポット取引, 時間前取引ならびに非化石価値取引の約定の通知を行った日から起算して2金融機関営業日後とする(先渡取引, <u>間接送電権取引およびベースロード取引</u>については, 受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日とする)。 (売買取引の手数料) 第8条 第1項 (略) 第2項 スポット取引, 時間前取引, 先渡取引, 非化石価値取引, <u>間接送電権取引およびベースロード取引</u>の売買手数料は, 取引量の状況, 本取引所の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ, 本法人の理事会において毎年度3月末までに翌年度の手数料を決定し, 取引会員および特別取引会員に通知する。 第9条～第18条 (略)	(売買取引の決済) 第7条 本取引所のスポット取引, 時間前取引, 先渡取引 <u>および間接送電権取引</u>においては, 一般社団法人日本卸電力取引所取引規程に定めるところにより, 本取引所が売買代金を決済する。掲示板取引においては, 売買代金の決済は当事者間で行うものとする。 第2項～第3項 (略) 第4項 売買代金の決済日は, 対象となる取引会員および特別取引会員の資金準備に要する期間および本取引所が負う決済リスクを考慮し, スポット取引, 時間前取引ならびに非化石価値取引の約定の通知を行った日から起算して2金融機関営業日後とする(先渡取引 <u>および間接送電権取引</u>については, 受渡日を取引対象とするスポット取引の決済日とする)。 (売買取引の手数料) 第8条 第1項 (略) 第2項 スポット取引, 時間前取引, 先渡取引, 非化石価値取引 <u>および間接送電権取引</u>の売買手数料は, 取引量の状況, 本取引所の市場開設業務に要する費用等を参照のうえ, 本法人の理事会において毎年度3月末までに翌年度の手数料を決定し, 取引会員および特別取引会員に通知する。 第9条～第18条 (略)	(変更) (変更) (変更)
--	--	-------------------------------------

別添一覧（略）		別添一覧（略）		
制定	平成28年2月18日	制定	平成28年2月18日	(変更)
改定	平成28年3月17日	改定	平成28年3月17日	
	平成28年3月22日		平成28年3月22日	
	平成29年3月28日		平成29年3月28日	
	平成30年4月19日		平成30年4月19日	
	平成31年4月10日		平成31年4月10日	
	<u>令和元年5月●日</u>			